

## 17 発達障害者への支援について

「発達障害者支援法」（平成17年4月より施行）に基づき、厚生労働省においては、発達障害者に対する乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところである。

平成24年度は引き続き、地域支援体制の整備に取り組むとともに、震災により見出された課題への対応、支援が不足している分野に重点を置いて施策を実施する等、発達障害者支援の一層の充実に向けて取組を行っていくこととしている。（関連資料15（244頁））

### （1）発達障害の定義について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、発達障害は精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に明記されたところである（公布日（平成22年12月10日）施行）。

また、児童福祉法についても改正され、法律上発達障害が障害児に含まれることとされたところである（平成24年4月1日施行）。

なお、従来の取扱いのとおり、発達障害者への障害者自立支援法・児童福祉法に基づくサービスの適用に関しては、身体障害者を除いて、手帳所持は同法の個々のサービス提供の要件ではないため、手帳所持の有無によらず発達障害者に関してもサービスの対象となり得るものである。

各都道府県・指定都市におかれては、再度、管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

#### ◆発達障害の定義

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

## (2) 平成24年度予算案に計上した主な事業について

### ①平成24年度予算案の概要

平成24年度予算案においては、引き続き、

- ・発達障害者支援の関係機関等によるネットワークの構築、ペアレントメンターの養成やコーディネーターの配置、発達障害特有のアセスメントツールの導入促進（発達障害者支援体制整備事業）
- ・発達障害児の早期発見・対応のための巡回支援（巡回支援専門員整備事業）

等により、発達障害のある人やその家族への地域における支援体制の強化を図るとともに、

- ・発達障害者1人1人のニーズに対応する有効な支援手法の開発や情報提供（発達障害者支援開発事業）
- ・発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成（発達障害者支援者実地研修）

等の支援の質の向上を図るための経費を盛り込んだところである。

また、これらに加えて、平成24年度では、次のア～ウの新規事業等に係る経費も併せて計上したところである。（関連資料15（245頁））

#### ア．災害時支援の推進

発達障害のある方は、環境の変化への適応が難しく、また、周囲の様子に想像以上に敏感又は鈍感であるなどの特性があり、昨年発生した東日本大震災においては、避難所の中に居られず、自動車での生活や、被災した自宅に戻るなどの事例が見られたところである。

このような状況から、東日本大震災では、発達障害児・者支援においては、災害時の居場所の確保や必要なニーズの把握、支援の継続等が課題としてみられたため、今後は、震災等の災害の事前準備として、災害が発生した際に、迅速に発達障害児・者の支援ができる体制等の整備が必要となっている。

このため、発達障害者への災害時支援として、

##### ○発達障害者に対する災害時支援整備事業

被災地などにおいて、発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や、避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法等をマニュアルとしてとりまとめる事業を実施する。

（関連資料15（246頁））

##### ○災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業

災害時の障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を行う事業を実施し、長期間の避難所等における避難生活において適切な支援を行うために必要な備品等（パーテーション、仮設テントなど）を備えた防災拠点スペースを整備する。（関連資料7（126頁））

については、災害時において、発達障害の特性に応じた適切な対応が可能となるよう、これらの事業を活用されたい。

#### イ．早期発見・早期対応の充実

発達障害児を早期に発見し、早期から継続して支援を行っていくことは重要であることから、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う「巡回支援専門員整備事業」について、実施市町村の拡大を図ることとしている。

具体的には、平成24年度予算案において、実施市町村数を66カ所から113カ所に拡大するものであり、都道府県におかれては、管内の市町村に対し、本事業の周知や必要な指導等を引き続きお願いする。（関連資料15（247頁））

なお、今般の児童福祉法の一部改正により、身近な地域で療育が受けられるよう、従来の通所施設等については、児童発達支援に一元化されるところであり、本事業で発見された発達障害を含む障害児が必要に応じて児童発達支援で行う療育に円滑に引き継がれるよう、関係機関・施設等と密接に連携を図って取り組まれたい。

#### ウ．国立障害者リハビリテーションセンターにおける支援手法の開発

国立障害者リハビリテーションセンターでは、平成24年度において、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発及び相談機能のあり方について検討し、これまでのモデル事業の成果を踏まえつつさらに事例を積み重ねるため、発達障害者就労支援普及・定着化事業を実施することとしている。

また、秩父学園では、家族短期入所や訪問支援等を通じて、発達障害児とその家族に対する支援プログラムの開発を行い、地域生活支援のモデル事業を実施することとしている。

なお、発達障害支援に関する国庫補助事業については、平成17年度から実施しているところであるが、未だに活用されていない県もあり、これまでの実施状況等を確認のうえ、一層の取組をお願いしたい。

（関連資料15（248頁））

また、既存の事業についても、定期的に事業の実施状況を把握・検証し、必要であれば見直しを行う等により、発達障害支援策の一層の充実を図られたい。

### （３）発達障害に係る研修

発達障害施策に携わる職員に対する研修については、国立障害者リハビリテーションセンター学院において、発達障害者支援センター職員、市町村等の発達障害関係職員向けの研修をそれぞれ年２回実施しているところである。

平成２４年度は、「発達障害特性の理解」、「発達障害児への支援」や「発達障害者の生活・就労支援」などの各ライフステージに応じた支援方法や専門的技術についての研修のほか、「アセスメントツールの活用」や「巡回支援の相談技術」などを内容とする研修を実施する予定であるので、発達障害者支援センター職員等の積極的な参加をお願いするとともに、地域における指導的な役割を担う人材の確保について、引き続き努められたい。

（関連資料 15（２４９頁））

また、平成２２年度から、国が指定した施設において、発達障害者支援センターに従事する職員等の資質向上を目的とした「発達障害者支援者実地研修事業」を行っているところであるが、今年度の参加状況を踏まえ、研修受講方法の一層の弾力化を図るなど、研修希望者が参加しやすい研修内容とする予定であるので、この事業の積極的な活用も併せてお願いしたい。

### （４）「世界自閉症啓発デー」への対応

毎年４月２日は、平成１９年１２月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

（関連資料 15（２５０頁））

平成２４年度においては、具体的に、

- ・東京タワーブルーライトアップ（平成２４年４月２日（月））
  - ・世界自閉症啓発デー2012・シンポジウム（平成２４年４月７日（土））
- を実施する予定である。

また、民間団体においても、全国の複数のシンボルタワー等でライトアップを実施することとしており、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行うこととしている。

このライトアップについては、世界のいくつかの国においても世界自閉症啓発デーに賛同し、その日に合わせて同様の取組を名所旧跡において行っているところであるので、こうした経緯などをご理解の上、活動へのご協力をお願いしたい。

また、各自治体には、「平成２４年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる普及啓発の推進について」（平成２４年１月１９日付障障地発０１１９第１号）（関連資料 15（２５１～２５４頁））により協力依頼をさせていただいているところであるが、このようなライト

アップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般市民の関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、同通知で依頼させていただいているとおり、地方における取組についても、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載し、広く周知することとしているので、2月24日（金）までに情報提供をお願いします。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

## （５）発達障害者雇用開発助成金について

発達障害者の就労支援施策として、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、平成21年度より「発達障害者雇用開発助成金」を創設し、発達障害者のうち障害者手帳を所持していない者をハローワークの職業紹介により新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成を行っているところである。

平成22年10月1日からは、支給要件のうち、地域障害者職業センターにおける職業評価を受けたことについては廃止されるなど、要件の緩和が行われたところ。（関連資料15（255頁））

発達障害者支援センター等において、本人向けのリーフレット等を活用し本事業の周知にご協力いただくとともに、ハローワーク等と連携するなどの本事業の効果的な実施についてのご協力をお願いしたい。

◆本人向けリーフレット（厚生労働省ホームページ内）

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/pdf/hattatsu\\_leaflet02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/pdf/hattatsu_leaflet02.pdf)



## 18 重症心身障害児者の地域生活モデル事業について

障害が重度であっても、地域の中で障害のない人とともに、分け隔てなく生活できる共生社会の実現が求められている。特に、在宅で生活している重症心身障害児者とその家族が、地域で安心、安全に暮らせるための支援体制の整備が必要である。

このため、平成24年度予算案において、「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を創設し、地域の医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して、在宅の重症心身障害児者とその家族に対して総合的に支援する体制整備を先駆的に行い、その成果をモデルとして全国に発信することとしている。

なお、本事業は、重症心身障害児者やその家族に対する地域生活支援体制の整備に先駆的に取り組む団体等に対して、公募により助成を行うものであり、具体的な採択要件等については別途お示しする予定であるが、事業については以下の内容を予定している。

については、管内の関係団体等に対して、周知や必要な指導等を適宜お願いしたい。

### (事業内容)

#### (1) 重症心身障害児者地域生活モデル協議会の設置

重症心身障害児者支援の中核機関である医療型障害児入所施設等に地域生活支援コーディネーターを配置するとともに、当事者、行政、医療、福祉、教育等の関係機関で構成される協議会を設置し、協働により、①重症心身障害児者等の実態把握、②地域資源の評価、③必要な支援体制・連携の構築、④サービス等の開発・改善等の協議 等

#### (2) 重症心身障害児者やその家族に対する支援強化事業

専門家チーム等による在宅重症心身障害児者や家族への助言・指導、親の会等による家族サポート（きょうだい支援を含む）等

#### (3) 地域における支援力向上事業

専門家チーム等による地域の医療機関、障害福祉サービス事業所、保育所や学校等に対する支援技術等の専門研修又は実地指導 等

#### (4) 地域住民に対する普及啓発事業

地域住民、店舗等の社会資源に対する重症心身障害に関する理解の促進 等

### (参考)

- ・実施主体 国（公募により団体等へ補助（5か所））
- ・補助率 定 額（10／10）



## 〈関連資料〉





## 今回の措置について（概要）

震災後に支給決定等の有効期限が切れたとしても、引き続き障害福祉サービス等が利用できます。

- 今般の政令・告示による措置は、支給決定等の有効期限が平成23年3月11日から平成24年2月28日までの間に切れる場合について、平成24年2月29日まで引き続き障害福祉サービス等の利用ができるようにするものです。

※ 今回の措置は、告示第56号（注1）により平成23年8月31日まで期限が延長されていた有効期限を更に平成24年2月29日まで期限を延長するもの。

- 対象となる権利利益は、以下のとおりです。

- ・ 障害児施設給付費の支給（児童福祉法第24条の2第1項）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項）
- ・ 介護給付費等の支給決定（自立支援法第19条第1項）
- ・ 自立支援医療費の支給認定（自立支援法第52条第1項）

- ただし、今回の措置は前回と以下の相違点があります。

- ① 利用者からの個別の申出が無くとも自動的に延長される対象地域が異なります。

（注2）

| 対象となる特定権利利益    | 対象者                                                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害児施設給付費の支給    | 岩手県（大船渡市、陸前高田市及び上閉伊郡大槌町に限る。）、宮城県（気仙沼市及び名取市に限る。）又は福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者 |
| 精神障害者保健福祉手帳の交付 | 東日本大震災に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者                                           |
| 介護給付費等の支給決定    | 岩手県（大船渡市、陸前高田市及び上閉伊郡大槌町に限る。）、宮城県（気仙沼市及び名取市に限る。）又は福島県（田村市、東白川郡塙町、双葉郡                                                              |

|                      |                                                                      |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                      | 広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。)に居住地を有する者  |
| 自立支援医療費のうち更生医療の支給認定  | 福島県（双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡飯舘村に限る。)に居住地を有する者 |
| 自立支援医療のうち精神通院医療の支給認定 | 特定被災区域内に居住地を有する者                                                     |

- ② 上記以外の地域においては、延長の申出のあった利用者に対して、各自治体で個別に判断します。申出の際には、①保有する権利利益②延長を必要とする理由（災害の被害者である等）等必要な事項が記載されていれば、様式は問いません。（注 3）

注 1：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成 23 年 8 月 31 日とする措置を指定する件（平成 23 年厚生労働省告示第 56 号）別添 3 参照。

注 2：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 1 項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成 24 年 2 月 29 日まで延長する措置を指定する件（平成 23 年厚生労働省告示第 299 号）別添 5 参照。

注 3：東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付費等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成 23 年政令第 274 号）別添 4 参照。

# 被災地における障害福祉サービス基盤整備事業（イメージ）

## 障害福祉サービス復興支援拠点（仮称）

23圏域

被災自治体

岩手県

宮城県

福島県

支援



復旧支援  
コーディネーター

運営状況把握  
サービスニーズ把握  
派遣プログラム  
関係団体と連携



復興支援  
アドバイザー

新体系移行  
基幹相談センター  
就労支援事業者  
発達障害者支援

事業者等に対する継続的な  
指導・助言・事務代行

- 圏域内の各種事業所の支援（復旧支援・業態転換支援、立ち上げ支援）を実施。
- 就労支援事業者の再建支援については、労働団体等に幅広く働きかけ、業務発注の確保、流通経路の再建等に取り組む。
- 障害者自立支援法、児童福祉法による新体系サービスへの移行を円滑に実施するために必要な知識・技術等の指導・助言（障害児施設一元化や基幹相談支援センターにおいて3障害に対応するための専門職員等）
- 発達障害児・者の必要なニーズを把握し、ニーズに応じた障害福祉サービス等の提供のため助言・指導

事業所再建に向けた取組のニーズを  
把握し、ニーズに応じた支援を実施

被災地の障害者  
支援事業所

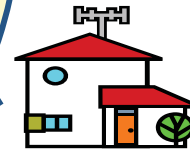


就労系事業者



旧体系事業者

基幹相談  
支援センター

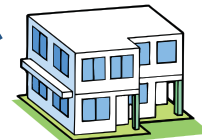


親の会・  
関係団体

ニーズ調査、  
助言



市町村



保育所



事業者

運営状況等  
の把握  
相談



企業

ニーズ調査、  
助言



特別支援学校

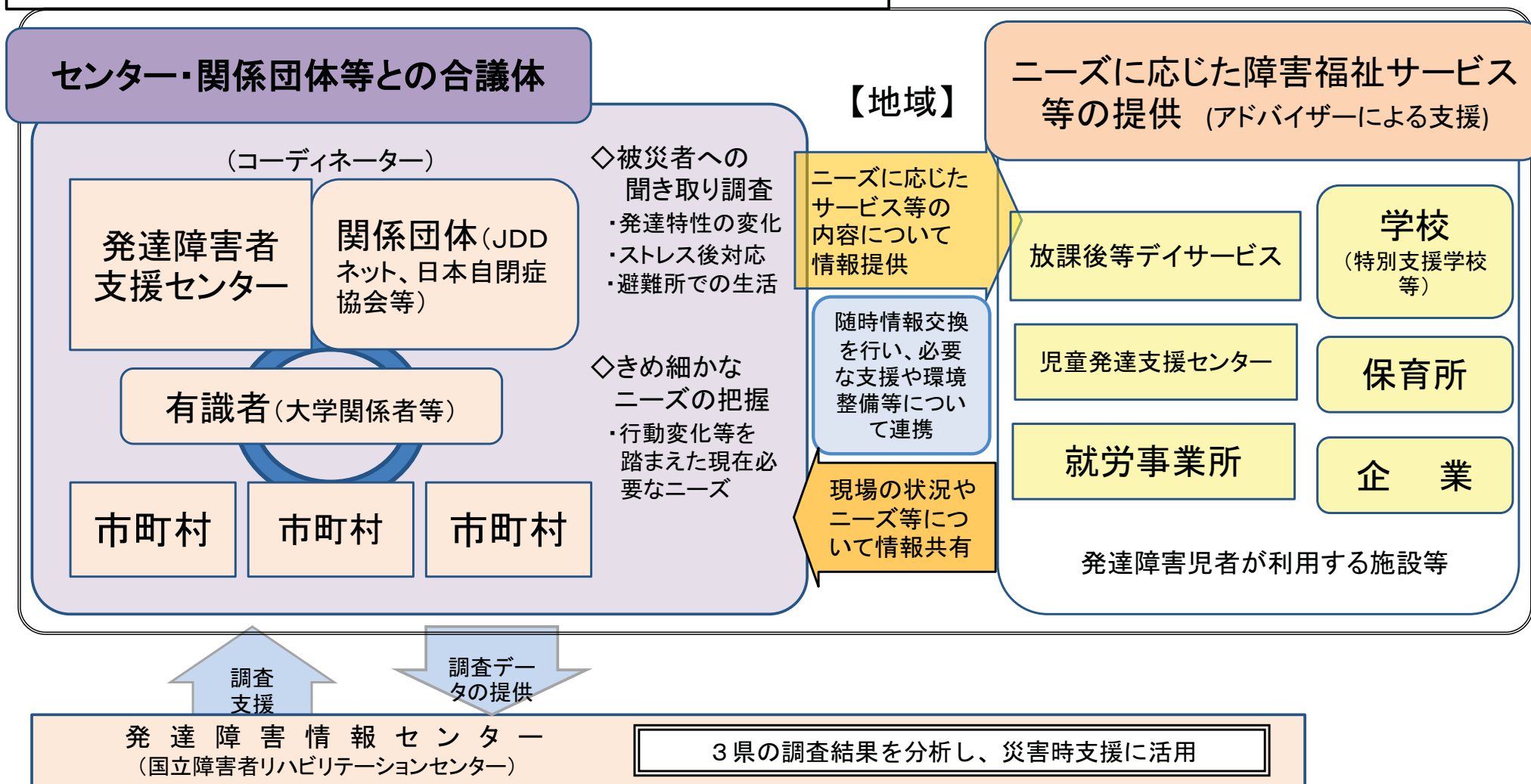


地域における安定した障害福祉サービスの提供  
〔職員の確保（定着支援）・事業所の安定支援〕

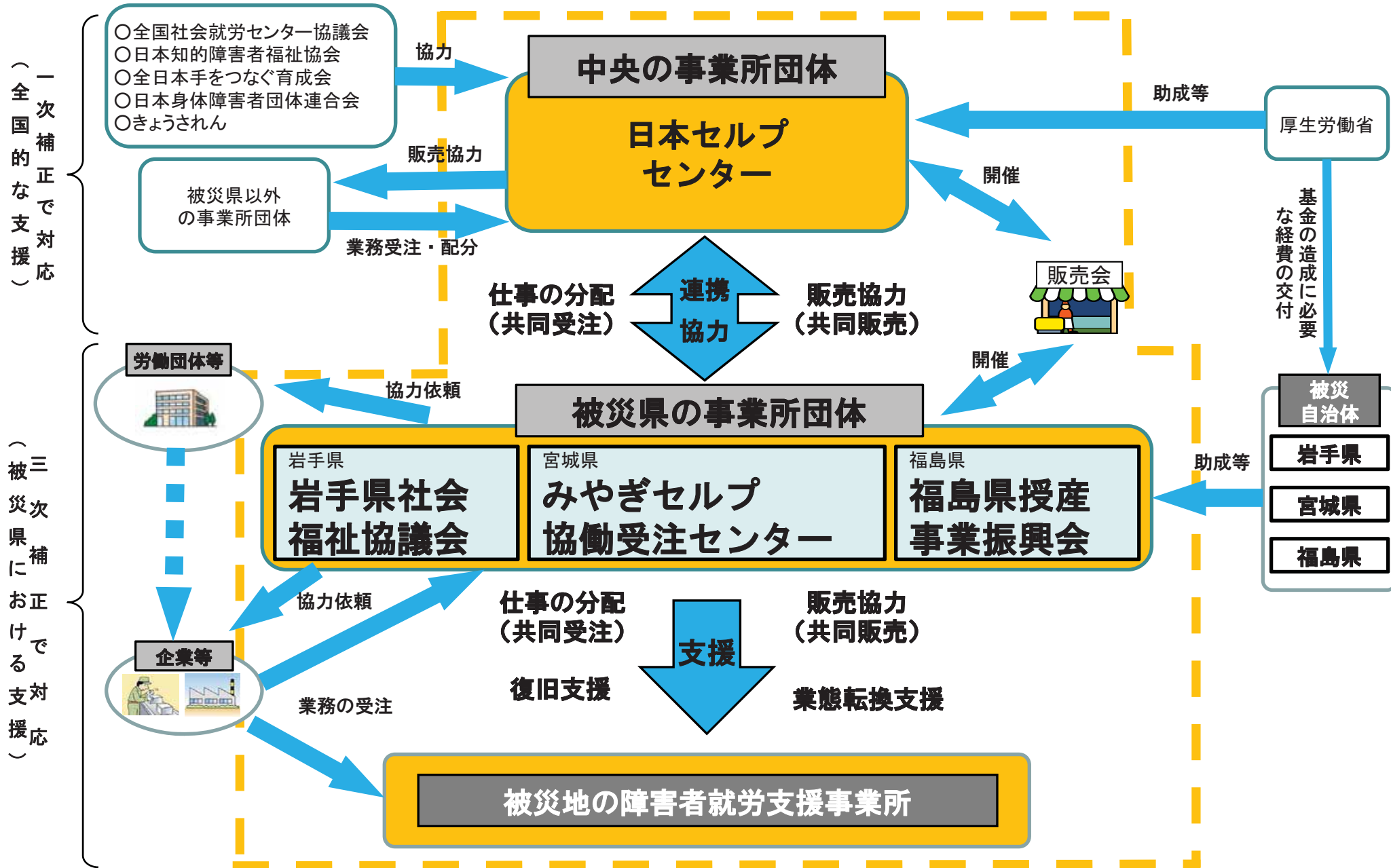
# 発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援

- 東日本大震災の被災地3県（岩手県、宮城県、福島県）において、発達障害児・者の必要なニーズをきめ細かく把握し、ニーズを踏まえた障害福祉サービス等が提供されるよう支援。

※それぞれの被災県（岩手県・宮城県・福島県）で実施



被災地における障害者就労支援事業所の活動支援





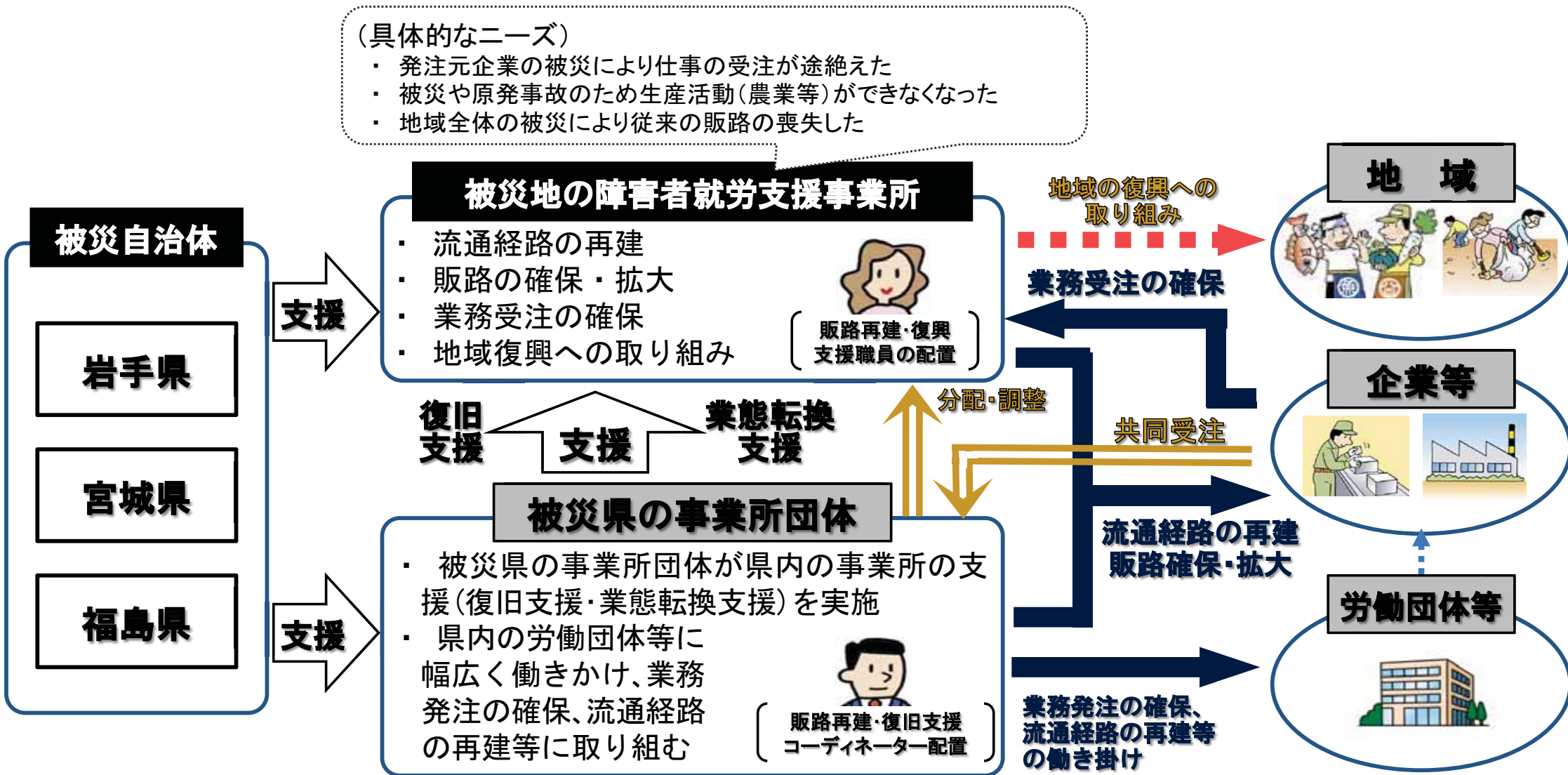
# 被災地における障害者就労支援事業所の活動支援

○ 被災地における就労支援事業所等が障害者の支援及び地域の復興支援のために行う以下のような取り組みを支援する

- ・ 流通経路の再建や販路確保・拡大
- ・ 業務受注の確保
- ・ 被災施設復旧支援、業態転換支援
- ・ 地域の復興への取り組み

(具体的なニーズ)

- ・ 発注元企業の被災により仕事の受注が途絶えた
- ・ 被災や原発事故のため生産活動(農業等)ができなくなった
- ・ 地域全体の被災により従来の販路の喪失した





# 高額障害福祉サービス等給付費等について

## 基本的な仕組み

- 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費（以下「高額費」と総称する。）の利用者負担世帯合算額の合算対象に補装具に係る利用者負担を新たに加える。
- 高額費算定基準額は、従来と同様、市町村民税課税世帯は37,200円、それ以外は0円とする。

## 具体例

### ○ 前提

父親A、母親B（障害者）、息子C（障害児）の3人家族で、Cが障害児通所支援を利用（Aが通所給付決定保護者）し、Bが障害福祉サービス及び補装具を利用（Bが支給決定障害者等及び補装具費支給対象障害者等）する場合であって、世帯の高額費算定基準額Xが37,200円である場合

### ○ 合算の仕組み

高額費は、利用者負担世帯合算額と高額費算定基準額の差額を支給対象とする。

改正後の利用者負担世帯合算額Y 80,000円（①+②+③）

①障害児通所支援に係る  
利用者負担 30,000円

②障害福祉サービスに係る  
利用者負担 20,000円

③補装具に係る利用者負担  
30,000円

改正前の利用者負担世帯合算額Z 50,000円（①+②）

→ この事例における改正後の高額費支給対象額は42,800円（Y－X）（改正前は12,800円（Z－X））

### ○ 支給額

A又はBに対する支給額は、高額費支給対象額を通所給付決定保護者按分率、支給決定障害者等按分率（A、Bに係る利用者負担を利用者負担世帯合算額でそれぞれ除して得た率）で按分した額とする。

Aに支給される高額障害児通所給付費 42,800円 × ① / Y = 16,050円

Bに支給される高額障害福祉サービス等給付費 42,800円 × (②+③) / Y = 26,750円

※ 一人の障害児の保護者が障害福祉サービス、障害児通所支援又は指定入所支援のうちいずれか2つ以上のサービスを利用する場合、その負担上限月額を利用するサービスの負担上限月額のうち最も高い額とする特例を設ける。

新体系サービスへの移行計画【全国集計】

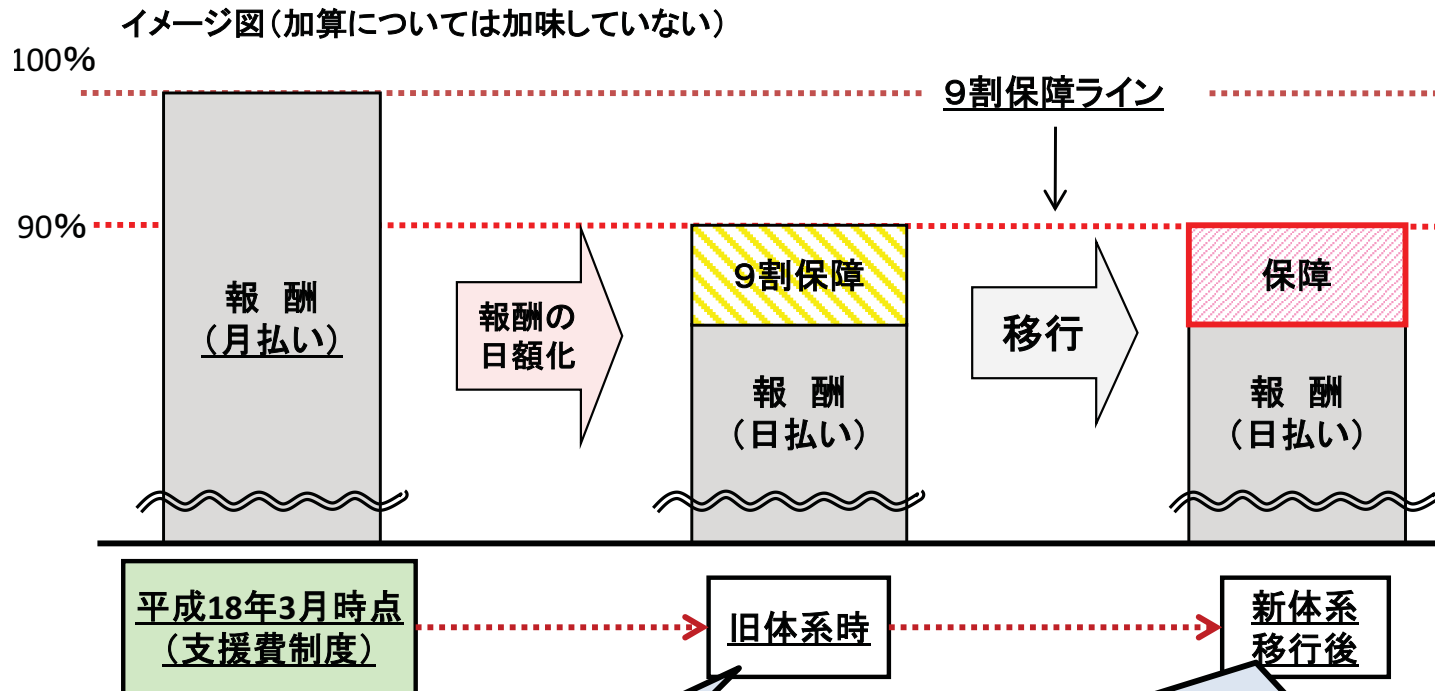
新体系サービスへの移行事業所数の計画及び実績

|                | 10月1日時点<br>旧体系事業所数<br>① | ～12月  |           | 1月～3月 | 23年12月末時点        |        |
|----------------|-------------------------|-------|-----------|-------|------------------|--------|
|                |                         | 移行計画数 | 移行実績<br>② | 移行計画数 | 旧体系事業所数<br>(①－②) | 移行率    |
| 身体障害者療護施設      | 100                     | 13    | 12        | 87    | 88               | 81.02% |
| 身体障害者更生施設      | 23                      | 1     | 1         | 22    | 22               | 77.67% |
| 身体障害者入所授産施設    | 42                      | 4     | 2         | 38    | 40               | 79.21% |
| 身体障害者通所授産施設    | 83                      | 16    | 16        | 67    | 67               | 76.82% |
| 身体障害者小規模通所授産施設 | 33                      | 2     | 2         | 31    | 31               | 88.46% |
| 身体障害者福祉工場      | 9                       | 0     | 0         | 9     | 9                | 74.29% |
| 知的障害者入所更生施設    | 385                     | 29    | 33        | 356   | 352              | 74.55% |
| 知的障害者入所授産施設    | 94                      | 4     | 5         | 90    | 89               | 58.95% |
| 知的障害者通勤寮       | 58                      | 4     | 4         | 54    | 54               | 52.85% |
| 知的障害者通所更生施設    | 126                     | 6     | 8         | 120   | 118              | 78.50% |
| 知的障害者通所授産施設    | 443                     | 44    | 42        | 399   | 401              | 73.57% |
| 知的障害者小規模通所授産施設 | 21                      | 1     | 1         | 20    | 20               | 95.13% |
| 知的障害者福祉工場      | 6                       | 0     | 0         | 6     | 6                | 91.43% |
| 精神障害者生活訓練施設    | 168                     | 2     | 2         | 166   | 166              | 42.27% |
| 精神障害者入所授産施設    | 9                       | 1     | 0         | 8     | 9                | 66.67% |
| 精神障害者福祉ホームB型   | 84                      | 1     | 1         | 83    | 83               | 34.88% |
| 精神障害者通所授産施設    | 76                      | 7     | 7         | 69    | 69               | 75.24% |
| 精神障害者小規模通所授産施設 | 48                      | 4     | 4         | 44    | 44               | 89.16% |
| 精神障害者福祉工場      | 2                       | 0     | 0         | 2     | 2                | 89.47% |
| 合 計            | 1,810                   | 139   | 140       | 1,671 | 1,670            | 75.39% |

- ※ 平成24年4月1日に新体系の指定を受ける事業所は、1月～3月の欄に計上。
- ※ 移行計画数には、純然たる廃止も含む。
- ※ 各都道府県からの報告に基づくもの。（一部都道府県からの報告事業所数に変更があったため、平成24年1月19日付全国厚生労働関係部局長会議資料と比較して数値の変動がある。）
- ※ 23年12月末時点移行率とは、23年10月1日時点での新体系及び旧体系事業所指定数の合計に占める、23年12月末日時点での新体系事業所及び純然たる廃止を行った事業所の割合。

# 新体系定着支援事業の概要(案)

新体系移行後の事業所が事業を円滑に実施するため、平成24年度に限り、経営の改善に関する計画を策定・実施している事業所に対し、従前の月払いによる報酬額の90%を保障し、事業終了後の安定的な事業運営を図る。



## 経営改善計画(参考例)について

設置者である法人が計画を策定し、都道府県庁が進捗状況の確認を行い、必要に応じて助言を行う。

### (計画の内容)

収支状況、事業活動状況、経営における改善点及びそのための工程表等

## 対象

- ・ H18年3月にサービス提供実績のある旧身障更生、旧身障療護、旧身障入所・通所授産、旧知的入所・通所更生、旧知的入所・通所授産、旧知的通勤寮、(小規模通所授産除く)
- ・ H18年9月にサービス提供実績のある障害児施設

## 対象

以下の施設がそれぞれの事業に転換した場合

旧身障更生、旧身障療護、旧身障入所・通所授産、身障小規模通所授産、身障福祉工場、身障福祉ホーム、旧知的入所・通所更生、旧知的入所・通所授産、旧知的通勤寮、知的小規模通所授産、知的福祉工場、知的福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所・通所授産、精神障害者小規模通所授産、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助事業、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、精神障害者地域生活支援センター、障害児施設

※ その他、生活介護及び施設入所支援の基本報酬算定構造の変更に伴う激変緩和措置も実施。

療養介護、生活介護  
自立訓練(機能訓練)  
自立訓練(生活訓練)  
就労移行支援  
就労継続A型、B型  
GH、CH、障害者支援施設  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
放課後等デイサービス  
保育所等訪問支援

# 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

## 1. 目的

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととする。

## 2. 構成員

- (1) 本検討チームは、津田厚生労働大臣政務官を主査、障害保健福祉部長を副主査とし、その他の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 本検討チームに、アドバイザーとして4名の別紙の有識者の参画を求める。
- (3) 主査が必要があると認めるときは、本検討チームにおいて、関係者から意見を聴くことができる。

## 3. 検討スケジュール

障害福祉サービス等経営実態調査等の結果の分析・評価を踏まえ、障害福祉サービス等の報酬に係る改定事項等について検討を行い、平成24年1月を目途に、検討結果をとりまとめることとする。

## 4. 検討チームの運営

- (1) 検討チームの庶務は、障害保健福祉部障害福祉課が行う。
- (2) 検討チームの議事は公開とする。
- (3) 前各号に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項については、検討チームが定める。

# 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 構成員等

別紙

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

主査

津田厚生労働大臣政務官

副主査

障害保健福祉部長

構成員

企画課長

障害福祉課長

精神・障害保健課長

障害福祉課地域移行・障害児支援室長

厚生労働省

アドバイザー

茨木 尚子 明治学院大学教授

駒村 康平 慶応義塾大学教授

野沢 和弘 毎日新聞論説委員

平野 方紹 日本社会事業大学准教授

(敬称略、50音順)

※公開の場で検討

## 【開催実績】

第1回 : 平成23年11月11日(金) 17:00～19:00  
第2回 : 平成23年11月14日(月) 9:00～11:00  
第3回 : 平成23年11月17日(木) 10:00～12:00  
第4回 : 平成23年11月22日(火) 10:00～12:00  
第5回 : 平成23年12月 5日(月) 10:00～12:00  
第6回 : 平成23年12月 6日(火) 17:00～19:00

第7回 : 平成23年12月12日(月) 10:00～12:00  
平成23年12月末 予算編成過程で改定率セット  
第8回 : 平成24年 1月13日(金) 15:00～17:00  
第9回 : 平成24年 1月31日(火) 10:00～12:00  
平成24年 1月31日 改定の概要とりまとめ

\* 第2・3回は関係団体ヒアリングを実施

## 診療報酬・介護報酬改定等について

平成24年度の診療報酬・介護報酬の同時改定は、「社会保障・税一体改革成案」の確実な実現に向けた最初の第一歩であり、「2025年のあるべき医療・介護の姿」を念頭に置いて、以下の取組を行う。

### 1. 診療報酬改定

我が国の医療はいまだ極めて厳しい状況に置かれている。国民・患者が望む安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を整えていくため、厳しい経済環境や保険財政の下、平成24年度改定においては、概ね5,500億円の診療報酬本体の引上げを行うこととし、その増加分を下記の3項目に重点的に配分する。

#### (1) 診療報酬改定（本体）

改定率 +1.38%

各科改定率 医科 +1.55%

歯科 +1.70%

調剤 +0.46%

#### (重点項目)

- ・ 救急、産科、小児、外科等の急性期医療を適切に提供し続けることができるよう、病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減・処遇改善の一層の推進を図る。
- ・ 地域医療の再生を図る観点から、早期の在宅療養への移行や地域生活の復帰に向けた取組の推進など医療と介護等との機能分化や円滑な連携を強化するとともに、地域生活を支える在宅医療の充実を図る。
- ・ がん治療、認知症治療などの推進のため、これらの領域における医療技術の進歩の促進と導入を図ることができるよう、その評価の充実を図る。



## (2) 薬価改定等

改定率 ▲ 1. 3 8 %

薬価改定率 ▲ 1. 2 6 % (薬価ベース ▲ 6. 0 0 %)

材料改定率 ▲ 0. 1 2 %

(注) 診療報酬本体と薬価改定等を併せた全体（ネット）の改定率は、+ 0. 0 0 %。

なお、別途、後発品の置き換え効果の精算を行うとともに、後発医薬品の推進策については、新たなロードマップを作成して強力に進める。併せて、長期収載品の薬価の在り方について検討を進める。

## 2. 介護報酬改定等

平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、以下の改定率とする。

### 介護報酬改定

改定率 + 1. 2 %

在宅 + 1. 0 %

施設 + 0. 2 %

### (改定の方向)

- ・ 介護サービス提供の効率化・重点化と機能強化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る。
- ・ 24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスや、リハビリテーションなど自立支援型サービスの強化を図る。
- ・ 介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から、効率化・重点化する方向で見直しを行う。

- ・ 介護職員の処遇改善については、これを確実にを行うため、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講じることとする。

なお、介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率＋2.0％とする。

改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

平成23年12月21日

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

大臣折衝の結果、上記のとおり合意したことを確認する。

民主党政調査会長

# **平成24年度障害福祉サービス等の 報酬改定について**

**平成24年1月31日**

# 平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

## 福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

- 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。

\* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

- 改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

## 障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

- 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定
- 前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

## 【参考】

### 厚生労働大臣・財務大臣合意(平成23年12月21日)【抄】

介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率＋2.0%とする。

改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

### 賃金・物価の動向

|    | 平成<br>21年度 | 平成<br>22年度 | 平成<br>23年度<br>(年度途中) | 平成21年度<br>～23年度<br>累積 |
|----|------------|------------|----------------------|-----------------------|
| 賃金 | ▲1.5%      | 0.2%       | ▲0.4%                | ▲1.7%                 |
| 物価 | ▲1.7%      | ▲0.4%      | ▲0.1%                | ▲2.2%                 |

### 障害福祉サービス等の収支差率

|        | 平成23年<br>収支差率 | 平成20年<br>収支差率 |
|--------|---------------|---------------|
| 全体     | 9.7%          | 6.1%          |
| 新体系    | 12.2%         | 5.4%          |
| 旧体系    | 7.6%          | 7.0%          |
| 障害児施設等 | 5.0%          | -4.2%         |

# 平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定のポイント

## 共通事項

※ 単位数の記載は例示。

※ 新設の加算は仮称。

○ 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設。

＊ 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

○ 前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

○ 介護職員等によるたんの吸引等を評価。

・ 各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援を評価。

○ 食事提供体制加算の適用期限を3年間延長。

○ 基金事業として行われてきた通所サービス等の送迎に係る支援を評価。

・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金相当分を障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算を創設。  
送迎加算【新設】[生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合] → 27単位/回

○ 国家公務員の地域手当の地域区分(7区分)に倣って地域区分を見直し。

(平成24～26年度にかけて毎年度きめ細かく調整し、27年度から完全施行。)



## 個別サービスの主な改定事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

### 1. 相談支援

- 計画相談支援・障害児相談支援は、現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて基本報酬を設定しつつ、特定事業所加算分を組み入れて報酬単位を引上げ。

サービス利用支援【新設】 → 1,600単位／月  
継続サービス利用支援【新設】 → 1,300単位／月

- 地域移行支援・地域定着支援は、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、特に支援を実施した場合等を加算で評価。

(地域移行支援)地域移行支援サービス費【新設】 → 2,300単位／月  
退院・退所月加算【新設】 → 2,700単位／月  
集中支援加算【新設】 → 500単位／月  
障害福祉サービス事業の体験利用加算【新設】 → 300単位／日  
体験宿泊加算(Ⅰ)【新設】 → 300単位／日(一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)  
体験宿泊加算(Ⅱ)【新設】 → 700単位／日(夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)

(地域定着支援)地域定着支援サービス費【新設】[体制確保分] → 300単位／月  
[緊急時支援分] → 700単位／日

### 2. 訪問系サービス

- 介護職員等によるたんの吸引等を評価。
  - ・ 居宅介護等における特定事業所加算の算定要件に、たんの吸引等を必要とする者を追加。
  - ・ 特定事業所加算(Ⅰ)を算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価。  
喀痰吸引等支援体制加算【新設】 → 100単位(利用者1人1日当たり)

### 3. 生活介護・施設入所支援・短期入所

#### 生活介護

##### ○ 生活介護の人員配置体制加算を適正化。(3年間で段階的に施行)

(前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっておりことを踏まえ、旧体型サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。)

人員配置体制加算(Ⅰ)(平成24年度)

利用定員が21人以上60人以下 265単位/日 → 239単位/日

利用定員が61人以上 246単位/日 → 221単位/日

※ 利用定員20人以下の小規模事業所については、見直しの対象としない。

##### ○ 生活介護の大規模事業所の基本報酬を適正化。

定員81人以上の大規模事業所は、基本報酬の1000分の991を算定する。

※ 複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。

##### ○ 生活介護のサービス利用時間に応じた基本報酬の設定。

延長支援加算【新設】 → [1時間未満の場合] 61単位/日

[1時間以上の場合] 92単位/日

開所時間減算【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

#### 施設入所支援

##### ○ 施設入所支援の夜間支援体制等の評価を充実。

利用定員が41人以上60人以下 30単位/日 → 41単位/日

#### 短期入所

##### ○ 短期入所の評価を充実(単独型・医療型の評価を充実、空床確保・緊急時受入れを評価)。

単独型加算の見直し 130単位/日 → 320単位/日

特別重度支援加算(Ⅰ)【新設】 → 388単位/日(超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)

特別重度支援加算(Ⅱ)【新設】 → 120単位/日(超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)

緊急短期入所体制確保加算【新設】 → 40単位/日

緊急短期入所受入加算【新設】 → [福祉型短期入所サービスの場合] 60単位/日

[医療型短期入所サービスの場合] 90単位/日

## 4. 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)・自立訓練

### 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

#### ○ グループホーム・ケアホームの夜間支援体制等や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】→ 10単位/日(グループホーム)

夜間支援体制加算(Ⅱ)【新設】→ 10単位/日(ケアホーム)

重度障害者支援加算 26単位/日 → 45単位/日(ケアホーム)

通勤者生活支援加算の算定対象に追加(グループホーム・ケアホーム)

#### ○ 事業所の規模に応じてケアホームの評価を適正化。

一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上の場合には、所定単位数に95/100を乗じた単位数で算定。

※ 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内(近接地を含む。)であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。

### 自立訓練(生活訓練)

#### ○ 宿泊型自立訓練の夜間支援体制や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)【新設】→ 12単位/日(防災体制が適切に確保されている場合)

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】→ 10単位/日(緊急時の連絡体制・支援体制が確保されている場合)

通勤者生活支援加算の算定要件の見直し

通常の事業所に雇用されている利用者の割合が[現行] 100分の70以上 → [見直し後] 100分の50以上

#### ○ 自立訓練(生活訓練)の看護職員の配置を評価。

看護職員配置加算(Ⅰ)【新設】→ 18単位/日(生活訓練の場合)

看護職員配置加算(Ⅱ)【新設】→ 13単位/日(宿泊型自立訓練の場合)

#### ○ 宿泊型自立訓練の長期間の支援が必要な者を3年間一定で評価。

## 5. 就労系サービス

### 就労移行支援

- 就労移行支援の職場実習等を評価。

移行準備支援体制加算(Ⅰ)【新設】 → 41単位/日

- 就労移行支援の一般就労への定着支援の強化。

一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。  
就労移行支援体制加算の見直し〔就労定着実績 45%以上の場合〕 189単位/日 → 209単位/日

- 一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化。(平成24年10月施行)

〔過去3年間の就労定着者数が0の場合〕 所定単位数の85%を算定  
〔過去4年間の就労定着者数が0の場合〕 所定単位数の70%を算定

### 就労継続支援A型

- 就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化。(平成24年10月施行)

〔短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合〕 所定単位数の90%を算定  
〔短時間利用者が現員数の80%以上の場合〕 所定単位数の75%を算定

### 就労継続支援B型

- 就労継続支援B型の目標工賃達成加算を拡充。

目標工賃達成加算(Ⅰ) 26単位/日 → 49単位/日

### 就労継続支援A型・B型(共通)

- 就労継続支援A型・B型の重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%の算定要件を緩和した区分を新設。

〔利用定員が20人以下の場合〕 障害基礎年金1級受給者が50%以上 56単位/日 → 56単位/日  
障害基礎年金1級受給者が25%以上50%未満【新設】 → 28単位/日

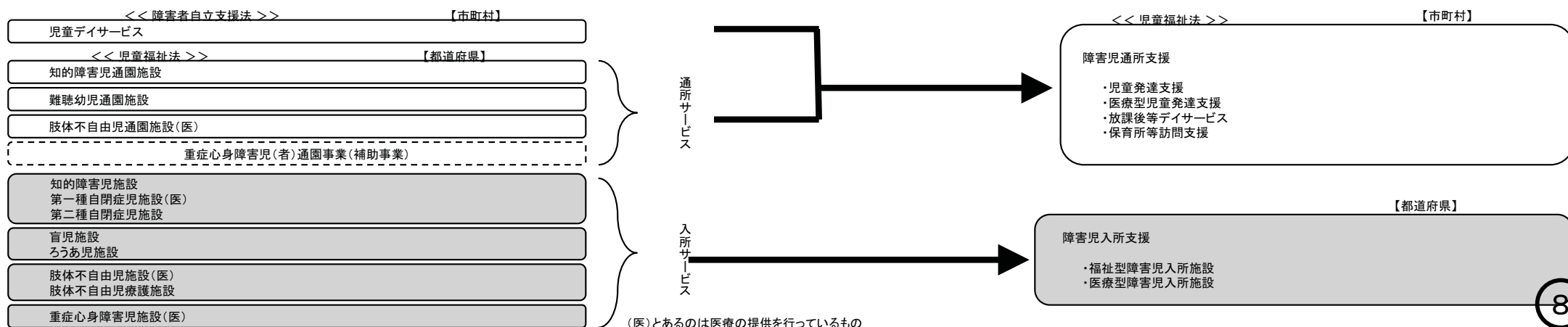
※ 旧法施設からの移行事業所(経過措置) 障害基礎年金1級受給者5%以上25%未満【新設】 → 14単位/日(平成27年3月31日まで)  
(平成24年3月31日までは、障害基礎年金1級受給者が5%以上の場合、56単位/日とされている。)

## 6. 障害児支援(含:18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応)

- 新体系に円滑に移行できるように現行の水準を基本に報酬を設定しつつ、様々な障害を受け入れることができるように報酬上評価。
- 児童発達支援管理責任者は、別途専任で配置した場合に加算。
- サービス利用時間に応じて障害児通所支援の報酬を設定。
  - 延長支援加算【新設】 → [1時間未満の場合] 61単位
  - [1時間以上の場合] 61単位に2時間まで1時間を増すごとに+31単位
  - 開所時間減算【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。
  - ※ 放課後等デイサービスを授業の終了後に行う場合には、開所時間が4時間未満であっても、本減算の対象とはならない。
- 放課後等デイサービスの学校から事業所への送迎を報酬上評価。
- 障害児入所支援の小規模グループケアによる療育や心理的ケアを報酬上評価。
  - 小規模グループケア加算【新設】 → (1日につき) 240単位
- 18歳以上の障害児施設入所者が引き続き必要なサービスが受けられるように配慮。

## 障害児施設・事業の一元化 イメージ

- 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



# 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成24年1月31日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム

## 【目次】

|     |                                              |    |
|-----|----------------------------------------------|----|
| 第1  | 基本的考え方                                       | 3  |
| 第2  | 各サービスの報酬改定の基本方向                              | 4  |
| 1.  | 障害福祉サービス等における共通的事項                           | 4  |
| (1) | 福祉・介護職員の処遇改善の確保                              | 4  |
| (2) | 物価の動向等の反映                                    | 5  |
| (3) | 介護職員等によるたんの吸引等の評価                            | 5  |
| (4) | 通所サービス等の送迎の支援に係る評価                           | 8  |
| (5) | 食事提供体制加算の適用期限の延長等                            | 9  |
| (6) | 地域区分の見直し                                     | 10 |
| 2.  | 相談支援                                         | 10 |
| (1) | 計画相談支援・障害児相談支援                               | 10 |
| (2) | 地域移行支援                                       | 12 |
| (3) | 地域定着支援                                       | 13 |
| 3.  | 訪問系サービス                                      | 14 |
| (1) | 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における<br>共通的事項 | 14 |
| (2) | 居宅介護                                         | 15 |
| (3) | 重度訪問介護                                       | 15 |
| (4) | 行動援護                                         | 15 |
| 4.  | 生活介護・施設入所支援・短期入所                             | 16 |
| (1) | 生活介護                                         | 16 |
| (2) | 施設入所支援                                       | 18 |
| (3) | 短期入所                                         | 20 |
| 5.  | 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・自立訓練           | 22 |
| (1) | 共同生活援助（グループホーム）                              | 22 |
| (2) | 共同生活介護（ケアホーム）                                | 22 |
| (3) | 自立訓練（生活訓練）                                   | 23 |



|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 6. 就労系サービス                          | 24 |
| (1) 就労移行支援                          | 24 |
| (2) 就労継続支援A型                        | 25 |
| (3) 就労継続支援B型                        | 27 |
| 7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）   | 28 |
| (1) 障害児通所支援                         | 28 |
| (2) 障害児入所支援                         | 30 |
| (3) 療養介護                            | 31 |
| 第3 終わりに                             | 32 |
| 別紙1 処遇改善加算（仮称）及び処遇改善特別加算（仮称）の創設について | 34 |
| 別紙2 障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて           | 36 |
| [訪問系サービス]                           |    |
| 居宅介護サービス費                           | 36 |
| 重度訪問介護サービス費                         | 37 |
| 行動援護サービス費                           | 37 |
| 重度障害者等包括支援サービス費                     | 38 |
| [生活介護・施設入所支援・短期入所]                  |    |
| 生活介護サービス費                           | 39 |
| 施設入所支援サービス費                         | 40 |
| 短期入所サービス費                           | 41 |
| [グループホーム・ケアホーム・自立訓練]                |    |
| 共同生活援助サービス費                         | 42 |
| 共同生活介護サービス費                         | 43 |
| 機能訓練サービス費                           | 44 |
| 生活訓練サービス費                           | 45 |
| 宿泊型自立訓練サービス費                        | 45 |
| [就労系サービス]                           |    |
| 就労移行支援サービス費                         | 46 |
| 就労継続支援A型サービス費                       | 47 |
| 就労継続支援B型サービス費                       | 47 |
| [療養介護]                              |    |
| 療養介護サービス費                           | 48 |
| 別紙3 地域区分の見直しについて                    | 50 |
| 別紙4 障害児通所支援に係る報酬について                | 60 |
| 別紙5 障害児入所支援に係る報酬について                | 65 |



## 第1 基本的考え方

### 1. これまでの経緯

- 障害福祉サービス関係費は、義務的経費化を背景として利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上になっている。また、平成24年度予算案においても、対前年度比+16.2%の7,884億円が計上されている。
- このように障害福祉サービス関係費が着実な伸びを確保している中で、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定については、平成23年12月21日の厚生労働大臣と財務大臣との合意の中で、介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とするとともに、改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応することとされた。
- また、民主党政調査会厚生労働部門会議障がい者ワーキングチーム（WT）が取りまとめた「当面の障がい福祉施策の推進について」（平成23年12月9日）においては、福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組の継続や、地域で暮らす障害者やその家族の支援のための夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等の提案がなされている。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、平成23年11月11日から本日まで9回にわたり、27の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスごとに現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねを上記の合意等に沿って整理して、取りまとめたものである。

### 2. 基本的考え方

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の下で、以下の方針に沿って行うこととする。

#### (1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

- 良質な障害福祉サービス等には、その提供にあたる良質な人的資源の確保が不可欠である。障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組については、処遇改善を行う事業所に障害福祉サービス等報酬の中で新たに加算を設けることで、引き続き処遇改善が図られる水準を担保する。
- その際、障害福祉サービス事業所等は介護保険サービス事業所と比べて交付金の申請率が低く留まっている一方、福祉・介護職員の処遇改善を行うために必要な経費の事業規模に対する比率が高い構造があることを踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、本来の処遇改善加算の取得が困難な場合について一定の配慮を行う。
- 前回改定以降、物価は下落傾向にあることから、改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、これを原則として障害福祉サービス等の基本報酬に反映させることとする。なお、基本報酬の引下げにより福祉・介護職員の処遇が後退するのは改定全体の趣旨に反することからも、上記のとおり、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるための一定の配慮が必要となる。

## (2) 障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

- 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等を行う。また、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定を行う。
- 一方で、これらの政策改定を行うためにも所要の財源を確保する必要があることから、前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化を行う。

## 第2 各サービスの報酬改定の基本方向

### 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

#### (1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、福祉・介護職員の賃金月額 1.5 万円相当分の引上げ経費が事業者に交付されてきたが、これを障害福祉サービス等報酬の中で対応することとし、新たに処遇改善加算（仮称）を創設する。なお、加算率は直近のデータに基づいて設定する。
- その際、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の加算（福祉・介護職員の賃金月額 0.5 万円相当分）を併せて創設する。なお、この加算についても、障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかという点についての検証のための調査を行うとともに、当該検証結果を踏まえ、次回改定時にその取扱いについて検討を行うこととする。

→「処遇改善加算（仮称）及び処遇改善特別加算（仮称）の創設について」（別紙 1）参照

## (2) 物価の動向等の反映

- 前回改定以降の物価の下落傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直し（▲ 0.8 %）を行う。
- その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。また、同行援護については、昨年 10 月のサービス創設から間もなく経営実態に係るデータ等の蓄積もないことから、今回は物価の下落傾向の反映は見送ることとし、次回改定時に経営実態等も踏まえて検討を行うこととする。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙 2）、「障害児通所支援に係る報酬について」（別紙 4）及び「障害児入所支援に係る報酬について」（別紙 5）参照

## (3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価

- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成 24 年 4 月から、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等が、医療関係者との連携等の一定の条件の下で、たんの吸引等を実施することができることとなる。

- 障害福祉サービス等における介護職員等によるたんの吸引等の実施については、各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援が評価されるよう、以下のとおり評価を行う。

- ・ 施設入所支援（障害者支援施設）においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定要件における「特別な医療が必要であるとされる者」に準ずるものとして、腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者を含める。

●重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定要件の見直し

〔現行〕特別な医療が必要であるとされる者が利用者の数の合計の１００分の２０以上であること等

〔見直し後〕特別な医療が必要であるとされる者又は腸ろうによる経管栄養若しくは経鼻経管栄養が必要とされる者が利用者の数の合計の１００分の２０以上であること等

- ・ 生活介護においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、人員配置体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定要件のうち利用者に関する要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。

●人員配置体制加算（Ⅰ）の算定要件の見直し

〔現行〕障害程度区分５若しくは障害程度区分６又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者）が利用者の数の合計の１００分の６０以上であること等

〔見直し後〕障害程度区分５若しくは障害程度区分６又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が利用者の数の合計の１００分の６０以上であること等

●人員配置体制加算（Ⅱ）の算定要件の見直し

〔現行〕障害程度区分５若しくは障害程度区分６又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者）が利用者の数の合計の１００分の５０以上であること等

〔見直し後〕障害程度区分５若しくは障害程度区分６又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が利用者の数の合計の１００分の５０以上であること等

- ・ 看護職員を配置することとされていない日中活動系・居住系サービス等（＊）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

＊ 短期入所（医療型短期入所を除く。）、共同生活介護（ケアホーム）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型及び共同生活援助（グループホーム）。なお、宿泊型自立訓練については、新たに医療連携体制加算の算定対象とする。

#### ●医療連携体制加算（Ⅲ）【新設】５００単位（看護職員１人１日当たり）

看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

#### ●医療連携体制加算（Ⅳ）【新設】１００単位（利用者１人１日当たり）

介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

- ・ 訪問系サービス（＊）においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。また、特定事業所加算（Ⅰ）の算定が困難である事業所については、たんの吸引等が必要な者に対する支援体制について、利用者１人につき１日当たりの定額の加算により評価する。

＊ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護。なお、重度障害者等包括支援においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護においてたんの吸引等を実施した場合に限り、たんの吸引等が必要な者に対する支援体制について、加算により評価する。

#### ●特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の見直し

[現行] 前年度又は算定日が属する月の前３月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分５以上である者の占める割合が１００分の５０以上であること

[見直し後] 前年度又は算定日が属する月の前３月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分５以上である者及びたんの吸引等を必要とする者の占める割合が１００分の５０以上であること

#### ●喀痰吸引等支援体制加算（仮称）【新設】

１００単位（利用者１人１日当たり）



特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

- ・ 福祉型障害児入所施設においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、重度障害児支援加算の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。

●重度障害児支援加算の算定要件の見直し

[現行] 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

[見直し後] 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又はたんの吸引等を必要とする者

- ・ 看護職員を配置することとされていない児童発達支援（主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。）及び放課後等デイサービス（主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

●医療連携体制加算（Ⅲ）【新設】 500単位（看護職員1人1日当たり）

看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算（Ⅳ）【新設】 100単位（利用者1人1日当たり）

介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

(4) 通所サービス等の送迎の支援に係る評価

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、通所サービス等利用促進事業により、通所サービス及び短期入所における送迎の実施について助成が行われてきたが、引き続き送迎を実施することにより利用者がサービスを利用しやすくするため、これを障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算（仮称）を創設する。

- 加算単価については、通所サービス等利用促進事業の平均的な実績を参考として設定するほか、重度の障害者の送迎など付き添いが必要な場合については、追加加算を行う。

●送迎加算（仮称）【新設】

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50／100以上が利用している場合に算定。

[生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合]  
27単位／回

- \* 生活介護の利用者で、障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合、さらに14単位／回を加算。

(注) 100分の60以上の要件の適用に当たっては、重症心身障害児（者）通園事業から移行した医療型を含む児童発達支援事業所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的に生活介護を行う場合における、当該通園事業を利用していた18歳以上の者で障害程度区分の認定を受けていないものであつて、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬を算定する者も含めて判定される。

[短期入所の場合] 186単位／回

(5) 食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成24年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。
- 宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の加算単位について、食事の提供回数と同じ短期入所等と同水準に引き上げる。

●宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の取扱いの見直し

[現行] 食事提供体制加算（Ⅱ）（42単位／日）を算定。



〔見直し後〕 食事提供体制加算（Ⅰ）（68単位／日）を算定。

## （6）地域区分の見直し

- 地域区分については、これまで準拠していた国家公務員の調整手当が地域手当へと完全移行したことや、これを受けた診療報酬や介護報酬における対応の動向を踏まえ、新たに国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）を採用する。
- その際、対象地域や地域別の上乗せ割合については、国家公務員の地域手当の支給地域や上乗せ割合（18％、15％、12％、10％、6％、3％及び0％）を採用し、官署が所在しない地域等のうち対象となる地域やその上乗せ割合については、診療報酬における考え方（\*）を採用する。なお、地域区分を適用する市町村の区域については、直近の市町村合併を反映させる。
- \* 国家公務員の地域手当の対象となっている地域に囲まれている地域や対象となっている複数の地域に隣接している地域については、隣接する対象地域の区分のうち低い区分と同様とするという考え方。
- 地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の1単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えるものであることから、上乗せ割合が変動する地域については、激変緩和のための経過措置を設ける。具体的には、見直しの完全施行は平成27年度からとし、平成24年度から平成26年度までの間は毎年度段階的に上乗せ割合を引き上げ又は引き下げる。
- なお、障害児の地域区分については、平成18年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成22年度までの5年間で既に完成しており、また、児童福祉施設などのその他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性を図る必要があることから、見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

## 2. 相談支援

### （1）計画相談支援・障害児相談支援

(評価体系)

- 基本報酬については、介護保険制度の居宅介護支援費との均衡を考慮して設定されている現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて設定する。その際、現行の特定事業所加算の算定要件は市町村の委託要件等を除き指定要件に組み入れられることを踏まえ、特定事業所加算分を基本報酬に組み入れて、報酬単位を引き上げる。
- 新規利用開始時や支給決定の変更時の計画作成については、介護保険制度の初回加算を参考として、基本報酬を上乗せする。

●計画相談支援の報酬体系【新設】

|              |            |
|--------------|------------|
| サービス利用支援     | 1, 600単位／月 |
| 継続サービス利用支援   | 1, 300単位／月 |
| 特別地域加算       | +15／100    |
| 利用者負担上限額管理加算 | 150単位／月    |

●障害児相談支援の報酬体系【新設】

|              |            |
|--------------|------------|
| 障害児支援利用援助    | 1, 600単位／月 |
| 継続障害児支援利用援助  | 1, 300単位／月 |
| 特別地域加算       | +15／100    |
| 利用者負担上限額管理加算 | 150単位／月    |

(その他)

- 介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に障害福祉のサービス等利用計画の作成を求める場合であって同一の者が作成を担当する場合には、利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、報酬上、所要の調整を行う。

●計画相談支援と介護保険の居宅介護支援等との調整【新設】

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| サービス利用支援                   |            |
| 〔居宅介護支援費(要介護1・2)が併算定される場合〕 | 900単位／月    |
| 〔居宅介護支援費(要介護3～5)が併算定される場合〕 | 600単位／月    |
| 〔介護予防支援費が併算定される場合〕         | 1, 488単位／月 |
| 継続サービス利用支援                 |            |
| 〔居宅介護支援費(要介護1・2)が併算定される場合〕 | 600単位／月    |

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| [居宅介護支援費(要介護3～5)が併算定される場合] | 300単位/月   |
| [介護予防支援費が併算定される場合]         | 1,188単位/月 |

## (2) 地域移行支援

### (基本的考え方)

- 地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、計画相談支援等と同様に、毎月定額の報酬を算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて報酬を算定する仕組みとする。

### (毎月の包括的なサービスの評価)

- 毎月定額で算定する報酬については、利用者への訪問による支援（訪問相談や同行支援）を週1回程度行うことを基本として、現行の補助事業において自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。算定要件については、対象者の状況により関係機関とのケア会議や連絡調整等、利用者への訪問による支援以外の業務負担が多くなる場合も想定されることから、利用者への訪問による支援を少なくとも月2回以上行うこととする。

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| ●地域移行支援サービス費（仮称）【新設】 | 2,300単位/月 |
|----------------------|-----------|

### (特に支援が必要となる場合等の評価)

- 特に業務量が集中する退院・退所月においては、さらに一定単位を加算することとし、当該加算単位については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。また、退院・退所月以外についても、利用者への訪問による支援を集中的に実施した場合については、一定単位を加算する。

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| ●退院・退所月加算（仮称）【新設】 | 2,700単位/月 |
|-------------------|-----------|

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ●集中支援加算（仮称）【新設】 | 500単位/月 |
|-----------------|---------|

退院・退所月以外に月6日以上支援を行った場合に算定。

- 相談支援事業者の委託等による障害福祉サービスの体験利用や一人暮らしに向けた体験宿泊についても、報酬上評価する。具体的には、一定の上限の下、支援日数に応じて算定する仕組みとし、報酬単位については、体験利

用の場合は日中活動系サービスの報酬を、体験宿泊の場合は共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の体験宿泊の報酬を、それぞれ参考に設定する。

**●障害福祉サービス事業の体験利用加算（仮称）【新設】 300単位／日**

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

- \* 利用者が入所する障害者支援施設等の従事者が、体験利用日の日中に介護等の支援を行った場合や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った場合には、当該障害者支援施設等の報酬として、日中部分に係る報酬の所定単位数に代えて、障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算（仮称）【新設】（300単位／日）を算定できることとする。

**●体験宿泊加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 300単位／日**

一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

**●体験宿泊加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 700単位／日**

夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

- \* 体験宿泊日については、利用者が入所する障害者支援施設等の報酬として、入院・外泊時加算（Ⅰ）（P. 20参照）が算定できる。

（その他）

- 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

**●特別地域加算【新設】 +15／100**

（3）地域定着支援

（基本的考え方）

- 地域定着支援については、常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する仕組みとする。

(常時の連絡体制の確保の評価)

- 常時の連絡体制の確保の報酬については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。

●地域定着支援サービス費（仮称）【新設】

[体制確保分] 300単位／月

(緊急時の支援の評価)

- 緊急時の支援については、居宅への訪問や緊急時に相談支援事業所の宿直室等で滞在型の支援を行った場合に、支援日数に応じて報酬を算定することとし、報酬単位については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例や居宅介護の報酬を参考に設定する。

●地域定着支援サービス費（仮称）【新設】

[緊急時支援分] 700単位／日

\* 1泊2日の支援を行った場合には2日分算定できる。

(その他)

- 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

●特別地域加算【新設】 +15／100

### 3. 訪問系サービス

- (1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項

(サービス提供責任者の配置基準の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、サービス提供責任者の配置基準について、サービス提供責任者の主たる業務である居宅介護等計画の作成に応じた適切な人数を配置するため、サービス提供時間又は従業者の数に応じた基準から利用者数に応じた基準へと見直す。

●サービス提供責任者の配置基準の見直し

### ＜居宅介護、同行援護及び行動援護＞

[現行] 以下のいずれか

- ①サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ②従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ①サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ②従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ③利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

### ＜重度訪問介護＞

[現行] 以下のいずれか

- ①サービス提供時間 1,000 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ②従業者の数が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ③利用者の数が 5 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ①サービス提供時間 1,000 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ②従業者の数が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ③利用者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

## (2) 居宅介護

(家事援助の時間区分の見直し)

- 利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、家事援助の時間区分を 30 分間隔の区分けから 15 分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行う。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙 2) 参照

## (3) 重度訪問介護

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成 24 年 3 月 31 日までの経過措置とされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を、平成 27 年 3 月 31 日まで延長する。

## (4) 行動援護



(特定事業所加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。

4. 生活介護・施設入所支援・短期入所

(1) 生活介護

(人員配置体制加算の適正化)

- 人員配置体制加算は、前回改定において生活介護の基本報酬を平均障害程度区分に基づく評価体系から利用者個人の障害程度区分に基づく評価体系へと改めた際に、手厚い配置を行う事業所を評価するために創設された。基本報酬や人員配置体制加算の水準については、大半の事業所において報酬改定前の報酬水準を下回らないような単位設定とされたが、併せて報酬改定後の影響について検証を行うこととされていたところ。
- 前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体系サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。なお、利用定員20人以下の小規模事業所については、平成21年度改定で地域における小規模事業所の役割に着目して新たに基本報酬区分が設けられた経緯も踏まえつつ、今回、基本報酬の適正化を見送ったこととの整合性を踏まえ、人員配置体制加算についても今回は見直しの対象としない。

●人員配置体制加算の見直し（平成24年度）

|                 | [現行]    |   | [見直し後]       |
|-----------------|---------|---|--------------|
| 人員配置体制加算（Ⅰ）     |         |   |              |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 265単位／日 | → | <u>239単位</u> |
| 利用定員が61人以上      | 246単位／日 | → | <u>221単位</u> |
| 人員配置体制加算（Ⅱ）     |         |   |              |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 181単位／日 | → | <u>154単位</u> |
| 利用定員が61人以上      | 166単位／日 | → | <u>141単位</u> |
| 人員配置体制加算（Ⅲ）     |         |   |              |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 51単位／日  | → | <u>43単位</u>  |
| 利用定員が61人以上      | 44単位／日  | → | <u>37単位</u>  |

●人員配置体制加算の見直し（平成25年度）

|                 | [現行]    |   | [見直し後]       |
|-----------------|---------|---|--------------|
| 人員配置体制加算（Ⅰ）     |         |   |              |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 265単位／日 | → | <u>225単位</u> |
| 利用定員が61人以上      | 246単位／日 | → | <u>209単位</u> |
| 人員配置体制加算（Ⅱ）     |         |   |              |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 181単位／日 | → | <u>145単位</u> |
| 利用定員が61人以上      | 166単位／日 | → | <u>133単位</u> |
| 人員配置体制加算（Ⅲ）     |         |   |              |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 51単位／日  | → | <u>41単位</u>  |
| 利用定員が61人以上      | 44単位／日  | → | <u>35単位</u>  |

●人員配置体制加算の見直し（平成26年度以降）

|                 | [現行]    |   | [見直し後]       |
|-----------------|---------|---|--------------|
| 人員配置体制加算（Ⅰ）     |         |   |              |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 265単位／日 | → | <u>212単位</u> |
| 利用定員が61人以上      | 246単位／日 | → | <u>197単位</u> |
| 人員配置体制加算（Ⅱ）     |         |   |              |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 181単位／日 | → | <u>136単位</u> |
| 利用定員が61人以上      | 166単位／日 | → | <u>125単位</u> |
| 人員配置体制加算（Ⅲ）     |         |   |              |
| 利用定員が21人以上60人以下 | 51単位／日  | → | <u>38単位</u>  |
| 利用定員が61人以上      | 44単位／日  | → | <u>33単位</u>  |

\* なお、平成20年4月から行動援護の対象者が「障害程度区分3以上であって障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の者」から「8点以上の者」に拡大されたこととの整合を図る観点から、生活介護の人員配置体制加算の重度障害者要件の対象者のほか、ケアホーム、短期入所及び施設入所支援の重度障害者支援加算並びに重度障害者等包括支援の対象者について、「8点以上の者」として行動援護の対象者が評価されるようにする。

（大規模事業所の基本報酬の適正化）

- 定員81人以上の大規模事業所について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、基本報酬の見直しを行う。

### ●大規模生活介護事業所の基本報酬の見直し

定員 81 人以上の大規模事業所（複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が 81 人以上のものに限る。）については、基本報酬の 1000 分の 991 を算定する。

#### （サービス利用時間に応じた基本報酬の設定）

- 日額払いの基本的考え方は維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者に限り、8 時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から基本報酬の見直しを行う。

### ●延長支援加算（仮称）【新設】

- [1 時間未満の場合] 61 単位／日
- [1 時間以上の場合] 92 単位／日

### ●開所時間減算（仮称）【新設】

開所時間が 4 時間未満の場合、所定単位数の 20 % を減算。

\* 開所時間数は運営規程の営業時間（ただし、送迎のみを行う時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。例えば、開所しているが利用者の事情等により結果としてサービス提供時間が 4 時間未満となった場合は、本減算の対象とはならない。

## （2）施設入所支援

#### （夜間支援体制の評価の充実）

- 夜間の職員体制について、生活介護の人員配置体制加算の見直しにより、夜勤職員等の体制が手薄にならないよう、夜勤職員配置体制加算の単位を引き上げる。

### ●夜勤職員配置体制加算の見直し

|                     | [現行]    |   | [見直し後]         |
|---------------------|---------|---|----------------|
| 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | 38 単位／日 | → | <u>49 単位／日</u> |
| 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | 30 単位／日 | → | <u>41 単位／日</u> |
| 利用定員が 61 人以上        | 25 単位／日 | → | <u>36 単位／日</u> |

#### （矯正施設から退所した利用者等への支援の充実）

- 矯正施設から退所した利用者等への支援の充実を図る観点から、地域生活移行個別支援加算の算定要件を緩和する。

●地域生活移行個別支援加算の算定要件の見直し

[現行] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。

[見直し後] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）。

（経口維持加算の算定要件の緩和）

- 入所者に対する経口維持の支援を促進する観点から、現行の経口維持加算の算定要件の緩和を行う。

●経口維持加算の算定要件の見直し

経口維持加算の算定要件については、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。

（栄養マネジメント加算の算定要件の経過措置の延長）

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている栄養マネジメント加算の管理栄養士配置要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。  
なお、障害児入所支援においても同様の措置を講ずる。

（報酬請求事務の簡素化のための加算の整理）

- 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算を基本報酬に組み込むとともに、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。  
なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には、一定の減算を行う。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

●入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算の見直し

[現行] 入院・外泊時加算（3月に限り、1月に8日を限度として算定）  
利用定員が60人以下 320単位／日

|                                            |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| 利用定員が61人以上80人以下                            | 272単位／日   |
| 利用定員が81人以上                                 | 247単位／日   |
| 長期入院等支援加算（3月に限り算定）                         |           |
| 利用定員が60人以下                                 | 160単位／日   |
| 利用定員が61人以上80人以下                            | 136単位／日   |
| 利用定員が81人以上                                 | 123単位／日   |
| [見直し後] <u>入院・外泊時加算（Ⅰ）【新設】</u> （8日を限度として算定） |           |
| 利用定員が60人以下                                 | 320単位／日   |
| 利用定員が61人以上80人以下                            | 272単位／日   |
| 利用定員が81人以上                                 | 247単位／日   |
| <u>入院・外泊時加算（Ⅱ）【新設】</u>                     |           |
| （加算（Ⅰ）に引き続いて82日を限度として算定）                   |           |
| 利用定員が60人以下                                 | 191単位／日   |
| 利用定員が61人以上80人以下                            | 162単位／日   |
| 利用定員が81人以上                                 | 147単位／日   |
| ●栄養士配置加算の基本報酬への組込みに伴う減算の新設                 |           |
| [管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合]                    |           |
| 利用定員が40人以下                                 | 27単位／日を減算 |
| 利用定員が41人以上60人以下                            | 22単位／日を減算 |
| 利用定員が61人以上80人以下                            | 15単位／日を減算 |
| 利用定員が81人以上                                 | 12単位／日を減算 |
| [配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合]                |           |
| 利用定員が40人以下                                 | 12単位／日を減算 |
| 利用定員が41人以上60人以下                            | 10単位／日を減算 |
| 利用定員が61人以上80人以下                            | 7単位／日を減算  |
| 利用定員が81人以上                                 | 6単位／日を減算  |

### (3) 短期入所

#### (単独型事業所の評価の充実)

- 短期入所サービスの提供基盤の充実を図る観点から、障害者支援施設等の入所施設以外の事業所（いわゆる単独型事業所）によるサービスについて、経営実態調査の結果等を踏まえ、現行の加算単位を引き上げる。

#### ●単独型加算の見直し

[現行] 130単位／日 → [見直し後] 320単位／日

(医療型短期入所の評価の充実)

- 医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供体制の整備を促進する観点から、医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医学的管理や療養上必要な措置を評価する加算を創設する。

●特別重度支援加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 388単位／日

超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。

●特別重度支援加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 120単位／日

超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。

(空床確保・緊急時の受入れの評価)

- 短期入所サービスにおける緊急時の円滑な受入れを促進させる観点から、空床確保や緊急時の受入れを評価する加算を創設する。

●緊急短期入所体制確保加算（仮称）【新設】 40単位／日

\* 空床利用型事業所は空床利用が前提となっているため、算定できない。

●緊急短期入所受入加算（仮称）【新設】

[福祉型短期入所サービスの場合] 60単位／日

[医療型短期入所サービスの場合] 90単位／日

\* 空床利用型の医療型短期入所サービスを除き、緊急短期入所体制加算（仮称）を算定している場合に限り算定。

(注) 緊急短期入所体制確保加算（仮称）及び緊急短期入所受入加算（仮称）については、介護報酬改定の動向を踏まえ対応。

(医療型短期入所における夜間のみのニーズへの対応)

- 医療型短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を創設する。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照



## 5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・自立訓練

### (1) 共同生活援助（グループホーム）

#### （夜間支援体制の評価）

- 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

#### ●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 10単位／日

- \* 現行の夜間防災体制加算は、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算定できる。

#### （通勤者の生活支援の評価）

- 一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活援助（グループホーム）も算定対象とする。

### (2) 共同生活介護（ケアホーム）

#### （夜間支援体制等の評価）

- 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

#### ●夜間支援体制加算（Ⅱ）【新設】 10単位／日

- \* 現行の夜間支援体制加算は、夜間支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。なお、加算（Ⅰ）も加算（Ⅱ）も夜間の連絡・支援体制を評価しているため、併算定できない。

- 夜間も含め重度障害者への支援の充実を図る観点から、重度障害者支援加算の加算単位数を引き上げる。

#### ●重度障害者支援加算

〔現行〕 26単位／日 → 〔見直し後〕 45単位／日

### (通勤者の生活支援の評価)

- 一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活介護（ケアホーム）も算定対象とする。

### (事業所の規模に応じた評価の適正化)

- 定員21人以上の事業所のうち一体的な運営が行われている共同生活住居について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、評価を適正化する。

#### ●共同生活介護サービス費の見直し

一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合には、所定単位数に $95/100$ を乗じた単位数で算定。

- \* 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内（近接地を含む。）であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。
- \* グループホーム・ケアホーム一体型事業所にあっても、一体的な運営が行われている共同生活住居のグループホーム・ケアホームの入居定員の合計数が21人以上である場合には、ケアホームの利用者についてのみ本減算を適用する。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

#### (看護職員の配置の評価)

- 健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設する。

#### ●看護職員配置加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 18単位／日

#### (短期滞在加算の廃止)

- 継続して居室の提供を受けていた者が利用している場合の短期滞在加算の算定については、その利用実態等を踏まえ、廃止する。

### 【宿泊型自立訓練】

#### (夜間支援体制の評価)

- 夜間及び深夜の時間帯において、防災体制や利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評

価する加算を創設する。

●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 12単位／日

防災体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。

●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 10単位／日

利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。

\* なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算定できる。

（看護職員の配置の評価）

- 健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設する。

●看護職員配置加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 13単位／日

（長期間の支援が必要な利用者に対する評価の見直し）

- 長期間入院していた者など長期間の支援が必要な利用者に係る報酬単位について、その支援の実態等を踏まえ、利用開始から3年間は一定とする。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

（通勤者生活支援加算の算定要件の緩和）

- 一般の事業所に雇用されている利用者に対する支援をより拡充する観点から、利用者の勤労実態等を踏まえた上で、現行の通勤者生活支援加算の算定要件を緩和する。

●通勤者生活支援加算の算定要件の見直し

通常の仕事所に雇用されている利用者の割合が

〔現行〕100分の70以上 → 〔見直し後〕100分の50以上

## 6. 就労系サービス

### （1）就労移行支援

(一般就労への定着支援の強化)

- 一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

●就労移行支援体制加算の見直し

| 就労定着実績      | [現行]    |   | [見直し後]  |
|-------------|---------|---|---------|
| 5%以上 15%未満  | 21単位/日  | → | 41単位/日  |
| 15%以上 25%未満 | 48単位/日  | → | 68単位/日  |
| 25%以上 35%未満 | 82単位/日  | → | 102単位/日 |
| 35%以上 45%未満 | 126単位/日 | → | 146単位/日 |
| 45%以上       | 189単位/日 | → | 209単位/日 |

(一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化)

- 就労移行支援の本来の目的である一般就労への移行実績がない事業所が数多く存在するという実態を踏まえ、改善を促す観点から、一定の見直しを行う。

●一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

(平成24年10月施行)

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定

[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

(職場実習等の評価)

- 職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められる事業所について、報酬上評価する。

●移行準備支援体制加算(Ⅰ)【新設】 41単位/日

\* 現行の施設外就労加算は、移行準備支援体制加算(Ⅱ)に名称変更。

(2) 就労継続支援A型

(重度者支援体制加算の算定要件の見直し)

- 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和した区分を設け、現行の加算単位の1/2相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を5%以上受け入れているものは、平成24年3月31日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できるとされているが、新たに平成27年3月31日まで、現行の加算単位の1/4相当を算定できる経過措置を設ける。

●重度者支援体制加算（Ⅱ）【新設】

障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| [利用定員が20人以下]      | 28単位/日 |
| [利用定員が21人以上40人以下] | 25単位/日 |
| [利用定員が41人以上60人以下] | 24単位/日 |
| [利用定員が61人以上80人以下] | 23単位/日 |
| [利用定員が81人以上]      | 22単位/日 |

●重度者支援体制加算（Ⅲ）【新設】

旧法指定施設から移行した指定就労継続支援A型事業所において、障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満の場合に算定（平成27年3月31日までの経過措置）。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| [利用定員が20人以下]      | 14単位/日 |
| [利用定員が21人以上40人以下] | 13単位/日 |
| [利用定員が41人以上60人以下] | 12単位/日 |
| [利用定員が61人以上80人以下] | 12単位/日 |
| [利用定員が81人以上]      | 11単位/日 |

\* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。

（短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化）

- 雇用契約を結んでいる利用者のうち短時間の利用者の占める割合が高い事業所が相当数あるという実態を踏まえ、基本報酬を見直す。

●短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し（平成24年10月施行）

|                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| [短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] | 所定単位数の <u>90%</u> を算定 |
| [短時間利用者が現員数の80%以上の場合]      | 所定単位数の <u>75%</u> を算定 |

\* 短時間利用者とは、週20時間未満の利用者。

### (3) 就労継続支援B型

(重度者支援体制加算の算定要件の見直し)

- 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和した区分を設け、現行の加算単位の1/2相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を5%以上受け入れているものは、平成24年3月31日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できるとされているが、新たに平成27年3月31日まで、現行の加算単位の1/4相当を算定できる経過措置を設ける。

#### ●重度者支援体制加算（Ⅱ）【新設】

障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| [利用定員が20人以下]      | 28単位/日 |
| [利用定員が21人以上40人以下] | 25単位/日 |
| [利用定員が41人以上60人以下] | 24単位/日 |
| [利用定員が61人以上80人以下] | 23単位/日 |
| [利用定員が81人以上]      | 22単位/日 |

#### ●重度者支援体制加算（Ⅲ）【新設】

旧法指定施設から移行した指定就労継続支援B型事業所において、障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満の場合に算定（平成27年3月31日までの経過措置）。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| [利用定員が20人以下]      | 14単位/日 |
| [利用定員が21人以上40人以下] | 13単位/日 |
| [利用定員が41人以上60人以下] | 12単位/日 |
| [利用定員が61人以上80人以下] | 12単位/日 |
| [利用定員が81人以上]      | 11単位/日 |

\* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。

(目標工賃達成加算の拡充)

- 工賃向上に向けたより積極的な事業実施を促すため、工賃向上のための非常勤職員配置や営業活動等を可能とする程度に、目標工賃達成加算の加算単位を引き上げる。



●目標工賃達成加算の見直し

|             | [現行]   |   | [見直し後] |
|-------------|--------|---|--------|
| 目標工賃達成加算（Ⅰ） | 26単位／日 | → | 49単位／日 |
| 目標工賃達成加算（Ⅱ） | 10単位／日 | → | 22単位／日 |

## 7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）

### (1) 障害児通所支援

#### （共通的事項）

- 現行の障害児通園施設や児童デイサービス事業所が新体系に円滑に移行できるよう、現行の水準を基本に報酬を設定する。
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、障害特性へのきめ細かな配慮を行いつつ様々な障害を受け入れることができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に、報酬上評価する。
- 現行の障害福祉サービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などとの兼務も可能としていることから、報酬については別途専任で配置した場合に加算する。
- 個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、8時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から、基本報酬の見直しを行う。

#### （児童発達支援（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合））

- 重症心身障害児（者）通園事業からの円滑な移行と、重症心身障害児（者）への適切な支援を提供する観点から、通常の児童発達支援とは別に、主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の人員基準等を設けるとともに、生活介護等の障害福祉サービスと一体的に実施できるようにすることとしており、生活介護を含む報酬単位については、現行の補助単価を踏まえて設定する。

●重症心身障害児（者）通園事業からの円滑な移行に係る生活介護の報酬の経過措置

重症心身障害児（者）通園事業から移行した医療型を含む児童発達支援事業所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的に生活介護を行う場合にあっては、当該通園事業を利用していた１８歳以上の者であって障害程度区分の認定を受けていないものについては、障害程度区分５に相当する生活介護の報酬を算定する。

- 当該事業の実施に当たっては、現行の通園事業の小規模な実態に配慮し、通常の児童発達支援が定員１０人以上であるのに対して、定員５人以上で可とすることとしていることから、小規模な利用に応じた定員５人ごとの報酬区分を設ける。
- 現行の重症心身障害児（者）通園事業は、補助対象となる規模等の要件を定め、事業の安定的な運営ができるように、一定額の補助を行ってきたが、一方で定員超過が認められていないなど弾力的な運用が困難な仕組みとなっていたことから、報酬の設定に当たっては、サービスの利用実態を踏まえて、１日当たりの報酬を設定するとともに、一定の範囲内で定員を超えて利用者を受け入れることを可能とするなど、日払いの利点を活かせるようにする。

#### （放課後等デイサービス）

- 放課後等デイサービスについては、放課後と夏休み等の学校の休業日では、通常、サービスの提供時間が異なることから、現行の児童デイサービスⅠ型及びⅡ型の水準を基本に、放課後や学校の休業日の場合の利用実態を踏まえ、報酬を設定する。
- 学校と自宅の通学は、通学バスの運行や就学奨励費の対象となるなど、教育の責任により実施することが基本であるが、学校と事業所間の送迎については、特に定めがなく、双方の取り決めの中で実施されてきたところであるが、放課後等デイサービスが創設され、放課後等の支援に重点化されたことを踏まえ、この取扱いを明確にすることとし、一定の条件の下で、学校と事業所との間の送迎を行った場合を報酬上評価する。

#### （保育所等訪問支援）

- 保育所等訪問支援については、訪問支援の内容が直接支援だけでなく、訪問先施設のスタッフに対する技術的指導の要素も大きいことや、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、１回当たりの支援に係る費用を報酬上評価する仕組みとする。報酬単位は、訪問支

援員の人件費（賃金）と訪問先までの旅費について、一般の国庫補助事業で使用している単価や自治体における他の訪問による事業の実態を参考に設定する。

- 利用者 1 人に対して訪問する実施形態を想定しているため、同一日に複数の障害児に訪問支援を提供する場合には、1 日に支援した人数に応じて基本報酬を設定する。

→「障害児通所支援に係る報酬について」（別紙 4）参照

## (2) 障害児入所支援

### （共通的事項）

- 現行の障害児入所施設が新体系に円滑に移行できるよう、現行の水準を基本に報酬を設定する。
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、従来の障害種別の施設と同等の支援の水準を確保しつつ、また、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた報酬を設定する。
- 現行の障害福祉サービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3 年間で段階的に配置し、管理者などとの兼務も可能としていることから、報酬については別途専任で配置した場合に加算する。
- 児童養護施設で実践している取組を踏まえ、虐待を受けた児童への支援方法に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアについて、報酬上評価する。
- 18 歳以上の障害児施設入所者は、平成 24 年 4 月 1 日以降も引き続き必要なサービスが受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業者指定に当たっての特例措置を設けることとしている。この特例措置の対象となる障害福祉サービスの指定基準を満たさない場合の報酬については、一定期間、現行の障害福祉サービスの報酬を適用せず、現行の障害児施設の報酬単位との関係を踏まえて設定する。

●本特例措置の対象となる場合の報酬については、一定期間、福祉型障害児

入所給付費（仮称）の報酬単位を、生活介護と施設入所支援とで一定割合で按分して算定する。

- 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。

→「障害児入所支援に係る報酬について」（別紙５）参照

### （３）療養介護

（重症心身障害児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置）

- １８歳以上の重症心身障害児施設入所者に対する障害福祉サービスとして想定される療養介護の報酬体系は、障害程度区分の判定や人員体制、定員規模によって報酬単位が細かく設定されているが、現行の重症心身障害児施設の報酬単位は、原則、一律のものとなっていることを踏まえ、以下の経過措置を講ずる。

- ・ １８歳以上の障害児施設入所者は、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の附則に基づき、移行に当たり本人が申し出ることによって障害程度区分判定等を省略して支給決定することとされていることを踏まえ、療養介護の報酬の適用に当たっては、障害程度区分の要件は考慮せず、人員体制のみを基準としてサービス費区分を適用する。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙２）参照

- ・ 重症心身障害児施設においては、施設の状況に応じた人員配置がなされている実態があることを踏まえ、療養介護のサービス費区分（Ⅰ）（２：１以上）及び区分（Ⅱ）（３：１以上）について、さらにきめ細かく人員体制を評価し、該当する場合には加算する。
- ・ なお、これらの経過措置として適用する報酬単位には、障害程度区分の要件は考慮されていないことを踏まえ、現行の重症心身障害児施設の報酬単位を上限とする。

#### ●経過的療養介護サービス費（Ⅰ）（仮称）【新設】

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 利用定員が４０人以下      | ８６７単位／日 |
| 利用定員が４１人以上６０人以下 | ８６７単位／日 |
| 利用定員が６１人以上８０人以下 | ８６１単位／日 |
| 利用定員が８１人以上      | ８５０単位／日 |

### ●人員配置体制加算（仮称）【新設】

#### [ 1. 7 : 1 以上の人員配置の場合]

（経過的療養介護サービス費（Ⅰ）（仮称）に加算）

利用定員が 61 人以上 80 人以下                      6 単位／日

利用定員が 81 人以上                                      17 単位／日

#### [ 2. 5 : 1 以上の人員配置の場合]

（療養介護サービス費（Ⅱ）に加算）

利用定員が 40 人以下                                      170 単位／日

利用定員が 41 人以上 60 人以下                      200 単位／日

利用定員が 61 人以上 80 人以下                      224 単位／日

利用定員が 81 人以上                                      237 単位／日

- ・ これ以外の人員体制が薄い施設の場合にはその体制に応じたサービス費が算定されることとなるが、療養介護への移行に伴い収入が大きく変動することを緩和し、人員体制を手厚くする等の対応を行うための経過期間を設ける観点から、一定の配慮をした報酬単位数を平成 24 年中に限り算定できることとする。

### ●経過的療養介護サービス費（Ⅱ）（仮称）【新設】

586 単位／日

- ・ また、各事業所の判断で柔軟な事業運営ができるよう、療養介護のサービス費区分の適用に当たっては、施設単位か病棟単位かを選択できるようにする。なお、病棟単位とする場合にあっては、定員区分の適用は施設単位で行う。

（第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置）

- 第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たっては、療養介護サービス費（Ⅴ）を算定する。

## 第 3 終わりに

- 平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に本検討チームを設置し、有識者の参画を得て、公開の場で検討を行った。

- その際、検討の中で、例えば今回改定を行う以下のような事項については、



改定後のサービスの動向やその在り方について、特に検証が必要ではないかとの意見があった。

- ・ 処遇改善加算（仮称）等が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に確実に繋がっているかどうか。
- ・ 相談支援や障害児支援、介護職員等によるたんの吸引等に係る新たな事業の円滑な施行に資するような水準の報酬が設定されているかどうか。
- ・ 就労系サービスの報酬改定により一般就労への移行が促進されているかどうか。
- ・ サービス利用時間の観点も含め、生活介護等自体のサービスの質がどのようなものとなっているか。

○ こうした事項も含め、今回の改定が企図した効果を挙げているかどうかについて、客観的なデータに基づく検証を行って、これを次回改定の検討に活かしていくなど、客観性・透明性を確保するために引き続き取り組んでいくこととする。



## 処遇改善加算（仮称）及び処遇改善特別加算（仮称）の創設について

●処遇改善加算（仮称）【新設】

## ・ 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）【新設】

総単位数にサービス別の加算率（次頁の表）を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様（加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件及び定量的要件）。

## ・ 処遇改善加算（Ⅱ）（仮称）【新設】

処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の90／100を加算。

[算定要件] 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の算定要件のうちキャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たさない場合。

## ・ 処遇改善加算（Ⅲ）（仮称）【新設】

処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の80／100を加算。

[算定要件] 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の算定要件のうちキャリアパス要件及び定量的要件のいずれもを満たさない場合。

●処遇改善特別加算（仮称）【新設】

総単位数にサービス別の加算率（次頁の表）を乗じた単位数を加算。

[算定要件] 福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。  
キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

|            | 処遇改善加算（仮称） | 処遇改善特別加算（仮称） |
|------------|------------|--------------|
| 居宅介護       | 12.3%      | 4.1%         |
| 重度訪問介護     | 7.8%       | 2.6%         |
| 同行援護       | 12.3%      | 4.1%         |
| 行動援護       | 10.3%      | 3.4%         |
| 療養介護       | 1.4%       | 0.5%         |
| 生活介護       | 1.7%       | 0.6%         |
| 重度障害者等包括支援 | 1.0%       | 0.3%         |
| 共同生活介護     | 3.0%       | 1.0%         |
| 施設入所支援     | 2.8%       | 0.9%         |
| 自立訓練（機能訓練） | 2.3%       | 0.8%         |
| 自立訓練（生活訓練） | 2.3%       | 0.8%         |
| 就労移行支援     | 2.7%       | 0.9%         |
| 就労継続支援A型   | 2.2%       | 0.7%         |
| 就労継続支援B型   | 2.1%       | 0.7%         |
| 共同生活援助     | 6.9%       | 2.3%         |
| 児童発達支援     | 3.1%       | 1.0%         |
| 医療型児童発達支援  | 5.9%       | 2.0%         |
| 放課後等デイサービス | 3.3%       | 1.1%         |
| 保育所等訪問支援   | 3.2%       | 1.1%         |
| 福祉型障害児入所施設 | 2.5%       | 0.8%         |
| 医療型障害児入所施設 | 1.4%       | 0.5%         |

- \* 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。
- \* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

## 障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて

\* 「見直し後」は、物価の下落傾向の反映(▲0.8%)のほか、個別改定事項の影響を含めた基本報酬単位。

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 見直し後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>●訪問系サービス</b><br><b>1 居宅介護サービス費</b><br>ハ 家事援助<br>(1)30分未満 105 単位<br>(2)30分以上1時間未満 197 単位<br>(3)1時間以上1時間30分未満 276 単位<br>(4)1時間30分以上 346 単位に30分を増すごとに+70 単位<br>ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)<br>(1)30分未満 105 単位<br>(2)30分以上1時間未満 197 単位<br>(3)1時間以上1時間30分未満 276 単位<br>(4)1時間30分以上 346 単位に30分を増すごとに+70 単位 | <b>●訪問系サービス</b><br><b>1 居宅介護サービス費</b><br>ハ 家事援助<br>(1)30分未満 104 単位<br>(2)30分以上45分未満 151 単位<br>(3)45分以上1時間未満 195 単位<br>(4)1時間以上1時間15分未満 236 単位<br>(5)1時間15分以上1時間30分未満 273 単位<br>(6)1時間30分以上 308 単位に15分を増すごとに+35 単位<br>ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)<br>(1)30分未満 104 単位<br>(2)30分以上1時間未満 195 単位<br>(3)1時間以上1時間30分未満 273 単位<br>(4)1時間30分以上 343 単位に30分を増すごとに+70 単位 |

## 2 重度訪問介護サービス費

|   |                    |                                |
|---|--------------------|--------------------------------|
| イ | 1 時間未満             | 183 単位                         |
| ロ | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 274 単位                         |
| ハ | 1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 365 単位                         |
| ニ | 2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 456 単位                         |
| ホ | 2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 547 単位                         |
| ヘ | 3 時間以上 3 時間 30 分未満 | 638 単位                         |
| ト | 3 時間 30 分以上 4 時間未満 | 729 単位                         |
| チ | 4 時間以上 8 時間未満      | 814 単位に 30 分を増すごとに<br>+85 単位   |
| リ | 8 時間以上 12 時間未満     | 1,495 単位に 30 分を増すご<br>とに+86 単位 |
| ヌ | 12 時間以上 16 時間未満    | 2,178 単位に 30 分を増すご<br>とに+81 単位 |
| ル | 16 時間以上 20 時間未満    | 2,831 単位に 30 分を増すご<br>とに+86 単位 |
| ヲ | 20 時間以上 24 時間未満    | 3,514 単位に 30 分を増すご<br>とに+81 単位 |

## 3 行動援護サービス費

|   |                    |        |
|---|--------------------|--------|
| イ | 30 分未満             | 254 単位 |
| ロ | 30 分以上 1 時間未満      | 402 単位 |
| ハ | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 584 単位 |

## 2 重度訪問介護サービス費

|   |                    |                                |
|---|--------------------|--------------------------------|
| イ | 1 時間未満             | 181 単位                         |
| ロ | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 271 単位                         |
| ハ | 1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 362 単位                         |
| ニ | 2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 452 単位                         |
| ホ | 2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 542 単位                         |
| ヘ | 3 時間以上 3 時間 30 分未満 | 632 単位                         |
| ト | 3 時間 30 分以上 4 時間未満 | 723 単位                         |
| チ | 4 時間以上 8 時間未満      | 808 単位に 30 分を増すごとに<br>+85 単位   |
| リ | 8 時間以上 12 時間未満     | 1,488 単位に 30 分を増すご<br>とに+85 単位 |
| ヌ | 12 時間以上 16 時間未満    | 2,163 単位に 30 分を増すご<br>とに+80 単位 |
| ル | 16 時間以上 20 時間未満    | 2,809 単位に 30 分を増すご<br>とに+86 単位 |
| ヲ | 20 時間以上 24 時間未満    | 3,491 単位に 30 分を増すご<br>とに+80 単位 |

## 3 行動援護サービス費

|   |                    |        |
|---|--------------------|--------|
| イ | 30 分未満             | 251 単位 |
| ロ | 30 分以上 1 時間未満      | 398 単位 |
| ハ | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 579 単位 |

|                          |                                   |          |                          |                                   |          |
|--------------------------|-----------------------------------|----------|--------------------------|-----------------------------------|----------|
| ニ                        | 1 時間 30 分以上 2 時間未満                | 732 単位   | ニ                        | 1 時間 30 分以上 2 時間未満                | 726 単位   |
| ホ                        | 2 時間以上 2 時間 30 分未満                | 880 単位   | ホ                        | 2 時間以上 2 時間 30 分未満                | 872 単位   |
| ヘ                        | 2 時間 30 分以上 3 時間未満                | 1,028 単位 | ヘ                        | 2 時間 30 分以上 3 時間未満                | 1,019 単位 |
| ト                        | 3 時間以上 3 時間 30 分未満                | 1,176 単位 | ト                        | 3 時間以上 3 時間 30 分未満                | 1,166 単位 |
| チ                        | 3 時間 30 分以上 4 時間未満                | 1,324 単位 | チ                        | 3 時間 30 分以上 4 時間未満                | 1,313 単位 |
| リ                        | 4 時間以上 4 時間 30 分未満                | 1,472 単位 | リ                        | 4 時間以上 4 時間 30 分未満                | 1,460 単位 |
| ヌ                        | 4 時間 30 分以上 5 時間未満                | 1,620 単位 | ヌ                        | 4 時間 30 分以上 5 時間未満                | 1,607 単位 |
| ル                        | 5 時間以上 5 時間 30 分未満                | 1,768 単位 | ル                        | 5 時間以上 5 時間 30 分未満                | 1,753 単位 |
| ヲ                        | 5 時間 30 分以上 6 時間未満                | 1,916 単位 | ヲ                        | 5 時間 30 分以上 6 時間未満                | 1,900 単位 |
| ワ                        | 6 時間以上 6 時間 30 分未満                | 2,064 単位 | ワ                        | 6 時間以上 6 時間 30 分未満                | 2,047 単位 |
| カ                        | 6 時間 30 分以上 7 時間未満                | 2,212 単位 | カ                        | 6 時間 30 分以上 7 時間未満                | 2,194 単位 |
| ヨ                        | 7 時間以上 7 時間 30 分未満                | 2,360 単位 | ヨ                        | 7 時間以上 7 時間 30 分未満                | 2,341 単位 |
| タ                        | 7 時間 30 分以上                       | 2,508 単位 | タ                        | 7 時間 30 分以上                       | 2,487 単位 |
| <b>4 重度障害者等包括支援サービス費</b> |                                   |          | <b>4 重度障害者等包括支援サービス費</b> |                                   |          |
| イ                        | (1)1 日につき 12 時間を超えない範囲<br>4 時間につき | 800 単位   | イ                        | (1)1 日につき 12 時間を超えない範囲<br>4 時間につき | 793 単位   |
|                          | (2)1 日につき 12 時間を超える範囲<br>4 時間につき  | 780 単位   |                          | (2)1 日につき 12 時間を超える範囲<br>4 時間につき  | 773 単位   |
| ロ                        | 短期入所<br>1 日につき                    | 890 単位   | ロ                        | 短期入所<br>1 日につき                    | 882 単位   |
| ハ                        | 共同生活介護<br>1 日につき                  | 959 単位   | ハ                        | 共同生活介護<br>1 日につき                  | 951 単位   |

## ●生活介護・施設入所支援・短期入所

### 1 生活介護サービス費(1日につき)

#### イ 生活介護サービス費

##### (1) 定員20人以下の場合

|           |         |
|-----------|---------|
| (一) 区分6   | 1,299単位 |
| (二) 区分5   | 981単位   |
| (三) 区分4   | 703単位   |
| (四) 区分3   | 635単位   |
| (五) 区分2以下 | 583単位   |

##### (2) 定員21人以上40人以下の場合

|           |         |
|-----------|---------|
| (一) 区分6   | 1,170単位 |
| (二) 区分5   | 884単位   |
| (三) 区分4   | 633単位   |
| (四) 区分3   | 572単位   |
| (五) 区分2以下 | 525単位   |

##### (3) 定員41人以上60人以下の場合

|           |         |
|-----------|---------|
| (一) 区分6   | 1,138単位 |
| (二) 区分5   | 854単位   |
| (三) 区分4   | 604単位   |
| (四) 区分3   | 538単位   |
| (五) 区分2以下 | 494単位   |

##### (4) 定員61人以上80人以下の場合

|           |         |
|-----------|---------|
| (一) 区分6   | 1,090単位 |
| (二) 区分5   | 825単位   |
| (三) 区分4   | 589単位   |
| (四) 区分3   | 533単位   |
| (五) 区分2以下 | 481単位   |

##### (5) 定員81人以上の場合

## ●生活介護・施設入所支援・短期入所

### 1 生活介護サービス費(1日につき)

#### イ 生活介護サービス費

##### (1) 定員20人以下の場合

|           |         |
|-----------|---------|
| (一) 区分6   | 1,288単位 |
| (二) 区分5   | 973単位   |
| (三) 区分4   | 697単位   |
| (四) 区分3   | 629単位   |
| (五) 区分2以下 | 578単位   |

##### (2) 定員21人以上40人以下の場合

|           |         |
|-----------|---------|
| (一) 区分6   | 1,160単位 |
| (二) 区分5   | 876単位   |
| (三) 区分4   | 627単位   |
| (四) 区分3   | 567単位   |
| (五) 区分2以下 | 520単位   |

##### (3) 定員41人以上60人以下の場合

|           |         |
|-----------|---------|
| (一) 区分6   | 1,128単位 |
| (二) 区分5   | 847単位   |
| (三) 区分4   | 599単位   |
| (四) 区分3   | 533単位   |
| (五) 区分2以下 | 490単位   |

##### (4) 定員61人以上80人以下の場合

|           |         |
|-----------|---------|
| (一) 区分6   | 1,081単位 |
| (二) 区分5   | 818単位   |
| (三) 区分4   | 584単位   |
| (四) 区分3   | 528単位   |
| (五) 区分2以下 | 477単位   |

##### (5) 定員81人以上の場合



|                             |         |                             |         |
|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| (一) 区分6                     | 1,076単位 | (一) 区分6                     | 1,067単位 |
| (二) 区分5                     | 811単位   | (二) 区分5                     | 804単位   |
| (三) 区分4                     | 576単位   | (三) 区分4                     | 571単位   |
| (四) 区分3                     | 518単位   | (四) 区分3                     | 513単位   |
| (五) 区分2以下                   | 466単位   | (五) 区分2以下                   | 462単位   |
| ロ 基準該当生活介護サービス費             |         | ロ 基準該当生活介護サービス費             |         |
| (1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)        | 728単位   | (1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)        | 722単位   |
| (2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)        | 884単位   | (2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)        | 876単位   |
| <b>2 施設入所支援サービス費(1日につき)</b> |         | <b>2 施設入所支援サービス費(1日につき)</b> |         |
| イ 定員40人以下の場合                |         | イ 定員40人以下の場合                |         |
| (1) 区分6                     | 400単位   | (1) 区分6                     | 447単位   |
| (2) 区分5                     | 328単位   | (2) 区分5                     | 376単位   |
| (3) 区分4                     | 256単位   | (3) 区分4                     | 304単位   |
| (4) 区分3                     | 180単位   | (4) 区分3                     | 229単位   |
| (5) 区分2以下                   | 115単位   | (5) 区分2以下                   | 165単位   |
| ロ 定員41人以上60人以下の場合           |         | ロ 定員41人以上60人以下の場合           |         |
| (1) 区分6                     | 309単位   | (1) 区分6                     | 352単位   |
| (2) 区分5                     | 249単位   | (2) 区分5                     | 293単位   |
| (3) 区分4                     | 188単位   | (3) 区分4                     | 232単位   |
| (4) 区分3                     | 138単位   | (4) 区分3                     | 182単位   |
| (5) 区分2以下                   | 99単位    | (5) 区分2以下                   | 144単位   |
| ハ 定員61人以上80人以下の場合           |         | ハ 定員61人以上80人以下の場合           |         |
| (1) 区分6                     | 255単位   | (1) 区分6                     | 291単位   |
| (2) 区分5                     | 207単位   | (2) 区分5                     | 244単位   |
| (3) 区分4                     | 158単位   | (3) 区分4                     | 195単位   |
| (4) 区分3                     | 121単位   | (4) 区分3                     | 159単位   |
| (5) 区分2以下                   | 92単位    | (5) 区分2以下                   | 130単位   |
| ニ 定員81人以上の場合                |         | ニ 定員81人以上の場合                |         |
| (1) 区分6                     | 231単位   | (1) 区分6                     | 265単位   |

|                           |       |                                                                    |       |
|---------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| (2) 区分5                   | 186単位 | (2) 区分5                                                            | 220単位 |
| (3) 区分4                   | 141単位 | (3) 区分4                                                            | 175単位 |
| (4) 区分3                   | 109単位 | (4) 区分3                                                            | 144単位 |
| (5) 区分2以下                 | 88単位  | (5) 区分2以下                                                          | 123単位 |
|                           |       | <p>＊ 物価の下落傾向の反映(▲0.8%)のほか、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算の基本報酬への組み込みを含めた単位。</p> |       |
| <b>3 短期入所サービス費(1日につき)</b> |       | <b>3 短期入所サービス費(1日につき)</b>                                          |       |
| イ 福祉型短期入所サービス費            |       | イ 福祉型短期入所サービス費                                                     |       |
| (1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)       |       | (1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)                                                |       |
| (一) 区分6                   | 890単位 | (一) 区分6                                                            | 882単位 |
| (二) 区分5                   | 757単位 | (二) 区分5                                                            | 750単位 |
| (三) 区分4                   | 624単位 | (三) 区分4                                                            | 619単位 |
| (四) 区分3                   | 562単位 | (四) 区分3                                                            | 557単位 |
| (五) 区分1、2                 | 490単位 | (五) 区分1、2                                                          | 486単位 |
| (2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)       |       | (2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)                                                |       |
| (一) 区分6                   | 581単位 | (一) 区分6                                                            | 576単位 |
| (二) 区分5                   | 509単位 | (二) 区分5                                                            | 504単位 |
| (三) 区分4                   | 307単位 | (三) 区分4                                                            | 304単位 |
| (四) 区分3                   | 231単位 | (四) 区分3                                                            | 229単位 |
| (五) 区分1、2                 | 166単位 | (五) 区分1、2                                                          | 164単位 |
| (3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)       |       | (3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)                                                |       |
| (一) 区分3                   | 757単位 | (一) 区分3                                                            | 750単位 |
| (二) 区分2                   | 593単位 | (二) 区分2                                                            | 588単位 |
| (三) 区分1                   | 490単位 | (三) 区分1                                                            | 486単位 |
| (4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)       |       | (4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)                                                |       |
| (一) 区分3                   | 509単位 | (一) 区分3                                                            | 504単位 |

|                            |         |                                                |         |
|----------------------------|---------|------------------------------------------------|---------|
| (二)区分2                     | 269単位   | (二)区分2                                         | 266単位   |
| (三)区分1                     | 166単位   | (三)区分1                                         | 164単位   |
| ロ 医療型短期入所サービス費             |         | ロ 医療型短期入所サービス費                                 |         |
| (1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ)         | 2,600単位 | (1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ)                             | 2,579単位 |
| (2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ)         | 2,400単位 | (2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ)                             | 2,380単位 |
| (3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ)         | 1,400単位 | (3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ)                             | 1,388単位 |
| ハ 医療型特定短期入所サービス費           |         | ハ 医療型特定短期入所サービス費                               |         |
| (1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)       | 2,480単位 | (1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)                           | 2,460単位 |
| (2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)       | 2,270単位 | (2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)                           | 2,251単位 |
| (3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)       | 1,300単位 | (3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)                           | 1,289単位 |
|                            |         | (4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)                           | 1,719単位 |
|                            |         | (5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)                           | 1,587単位 |
|                            |         | (6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)                           | 925単位   |
| ニ 基準該当短期入所サービス費            |         | ニ 基準該当短期入所サービス費                                |         |
| (1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)        | 757単位   | (1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)                            | 750単位   |
| (2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)        | 231単位   | (2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)                            | 229単位   |
|                            |         | * ハの(4)～(6)は、医療型短期入所における夜間のみのニーズへの対応として新設する単位。 |         |
| <b>●グループホーム・ケアホーム・自立訓練</b> |         | <b>●グループホーム・ケアホーム・自立訓練</b>                     |         |
| 1 共同生活援助サービス費(1日につき)       |         | 1 共同生活援助サービス費(1日につき)                           |         |
| イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)      | 257単位   | イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)                          | 254単位   |
| ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)      | 211単位   | ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)                          | 209単位   |
| ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)      | 181単位   | ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)                          | 179単位   |
| ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)     | 120単位   | ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)                         | 119単位   |
| ホ 共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)     | 287単位   | ホ 共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)                         | 284単位   |
| ヘ 経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費    | 142単位   | ヘ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費                        | 140単位   |

|                             |        |                             |        |
|-----------------------------|--------|-----------------------------|--------|
| <b>2 共同生活介護サービス費(1日につき)</b> |        | <b>2 共同生活介護サービス費(1日につき)</b> |        |
| イ 共同生活介護サービス費(Ⅰ)(4:1)       |        | イ 共同生活介護サービス費(Ⅰ)(4:1)       |        |
| (1)区分6                      | 645 単位 | (1)区分6                      | 639 単位 |
| (2)区分5                      | 528 単位 | (2)区分5                      | 523 単位 |
| (3)区分4                      | 449 単位 | (3)区分4                      | 445 単位 |
| (4)区分3                      | 383 単位 | (4)区分3                      | 379 単位 |
| (5)区分2                      | 294 単位 | (5)区分2                      | 291 単位 |
| ロ 共同生活介護サービス費(Ⅱ)(5:1)       |        | ロ 共同生活介護サービス費(Ⅱ)(5:1)       |        |
| (1)区分6                      | 594 単位 | (1)区分6                      | 589 単位 |
| (2)区分5                      | 477 単位 | (2)区分5                      | 473 単位 |
| (3)区分4                      | 398 単位 | (3)区分4                      | 394 単位 |
| (4)区分3                      | 332 単位 | (4)区分3                      | 329 単位 |
| (5)区分2                      | 243 単位 | (5)区分2                      | 241 単位 |
| ハ 共同生活介護サービス費(Ⅲ)(6:1)       |        | ハ 共同生活介護サービス費(Ⅲ)(6:1)       |        |
| (1)区分6                      | 561 単位 | (1)区分6                      | 556 単位 |
| (2)区分5                      | 444 単位 | (2)区分5                      | 440 単位 |
| (3)区分4                      | 365 単位 | (3)区分4                      | 362 単位 |
| (4)区分3                      | 299 単位 | (4)区分3                      | 296 単位 |
| (5)区分2                      | 210 単位 | (5)区分2                      | 208 単位 |
| ニ 共同生活介護サービス費(Ⅳ)(体験利用)      |        | ニ 共同生活介護サービス費(Ⅳ)(体験利用)      |        |
| (1)区分6                      | 675 単位 | (1)区分6                      | 669 単位 |
| (2)区分5                      | 558 単位 | (2)区分5                      | 553 単位 |
| (3)区分4                      | 479 単位 | (3)区分4                      | 475 単位 |

|                            |        |                            |        |
|----------------------------|--------|----------------------------|--------|
| (4) 区分 3                   | 413 単位 | (4) 区分 3                   | 409 単位 |
| (5) 区分 2                   | 324 単位 | (5) 区分 2                   | 321 単位 |
| ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費    | 142 単位 | ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費    | 140 単位 |
| へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)    |        | へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)    |        |
| 世話人配置 4 : 1 の場合            |        | 世話人配置 4 : 1 の場合            |        |
| (1) 区分 6                   | 434 単位 | (1) 区分 6                   | 430 単位 |
| (2) 区分 5                   | 388 単位 | (2) 区分 5                   | 384 単位 |
| (3) 区分 4                   | 356 単位 | (3) 区分 4                   | 353 単位 |
| 世話人配置 5 : 1 の場合            |        | 世話人配置 5 : 1 の場合            |        |
| (1) 区分 6                   | 383 単位 | (1) 区分 6                   | 379 単位 |
| (2) 区分 5                   | 337 単位 | (2) 区分 5                   | 334 単位 |
| (3) 区分 4                   | 305 単位 | (3) 区分 4                   | 302 単位 |
| 世話人配置 6 : 1 の場合            |        | 世話人配置 6 : 1 の場合            |        |
| (1) 区分 6                   | 350 単位 | (1) 区分 6                   | 347 単位 |
| (2) 区分 5                   | 304 単位 | (2) 区分 5                   | 301 単位 |
| (3) 区分 4                   | 272 単位 | (3) 区分 4                   | 269 単位 |
| <b>3 機能訓練サービス費(1 日につき)</b> |        | <b>3 機能訓練サービス費(1 日につき)</b> |        |
| イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)             |        | イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)             |        |
| (1) 定員 20 人以下              | 785 単位 | (1) 定員 20 人以下              | 778 単位 |
| (2) 定員 21 人以上 40 人以下       | 701 単位 | (2) 定員 21 人以上 40 人以下       | 695 単位 |
| (3) 定員 41 人以上 60 人以下       | 667 単位 | (3) 定員 41 人以上 60 人以下       | 661 単位 |
| (4) 定員 61 人以上 80 人以下       | 639 単位 | (4) 定員 61 人以上 80 人以下       | 633 単位 |
| (5) 定員 81 人以上              | 601 単位 | (5) 定員 81 人以上              | 596 単位 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1)1 時間未満 254 単位</p> <p>(2)1 時間以上 584 単位</p> <p>(3)視覚障害者に対する専門的訓練 750 単位</p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービス費 785 単位</p>                                                                                                                                                                                     | <p>ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1)1 時間未満 251 単位</p> <p>(2)1 時間以上 579 単位</p> <p>(3)視覚障害者に対する専門的訓練 744 単位</p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービス費 778 単位</p>                                                                                                                                                                                     |
| <p><b>4 生活訓練サービス費(1 日につき)</b></p> <p>イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)</p> <p>(1)定員 20 人以下 748 単位</p> <p>(2)定員 21 人以上 40 人以下 668 単位</p> <p>(3)定員 41 人以上 60 人以下 635 単位</p> <p>(4)定員 61 人以上 80 人以下 609 単位</p> <p>(5)定員 81 人以上 572 単位</p> <p>ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1)1 時間未満 254 単位</p> <p>(2)1 時間以上 584 単位</p> <p>ホ 基準該当生活訓練サービス費 748 単位</p> | <p><b>4 生活訓練サービス費(1 日につき)</b></p> <p>イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)</p> <p>(1)定員 20 人以下 742 単位</p> <p>(2)定員 21 人以上 40 人以下 662 単位</p> <p>(3)定員 41 人以上 60 人以下 629 単位</p> <p>(4)定員 61 人以上 80 人以下 604 単位</p> <p>(5)定員 81 人以上 567 単位</p> <p>ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1)1 時間未満 251 単位</p> <p>(2)1 時間以上 579 単位</p> <p>ホ 基準該当生活訓練サービス費 742 単位</p> |
| <p><b>5 宿泊型自立訓練サービス費(1 日につき)</b></p> <p>ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)</p> <p>(1)利用期間が 2 年以内の場合 270 単位</p> <p>(2)利用期間が 2 年を超える場合 162 単位</p>                                                                                                                                                                                             | <p><b>5 宿泊型自立訓練サービス費(1 日につき)</b></p> <p>ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)</p> <p>(1)利用期間が 2 年以内の場合 267 単位</p> <p>(2)利用期間が 2 年を超える場合 160 単位</p> <p>ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)</p> <p>(1)利用期間が 3 年以内の場合 267 単位</p>                                                                                                                                       |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|---------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-------|---------------|-------|
| <p><b>●就労系サービス</b></p> <p>1 就労移行支援サービス費(1日につき)</p> <p>イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)</p> <table> <tr> <td>(1)利用定員が20人以下</td> <td>850単位</td> </tr> <tr> <td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td> <td>759単位</td> </tr> <tr> <td>(3)利用定員が41人以上60人以下</td> <td>727単位</td> </tr> <tr> <td>(4)利用定員が61人以上80人以下</td> <td>683単位</td> </tr> <tr> <td>(5)利用定員が81人以上</td> <td>647単位</td> </tr> </table> <p>ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)</p> <table> <tr> <td>(1)利用定員が20人以下</td> <td>533単位</td> </tr> <tr> <td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td> <td>476単位</td> </tr> <tr> <td>(3)利用定員が41人以上60人以下</td> <td>446単位</td> </tr> <tr> <td>(4)利用定員が61人以上80人以下</td> <td>435単位</td> </tr> <tr> <td>(5)利用定員が81人以上</td> <td>421単位</td> </tr> </table> | (1)利用定員が20人以下 | 850単位 | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 759単位 | (3)利用定員が41人以上60人以下 | 727単位 | (4)利用定員が61人以上80人以下 | 683単位 | (5)利用定員が81人以上 | 647単位 | (1)利用定員が20人以下 | 533単位 | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 476単位 | (3)利用定員が41人以上60人以下 | 446単位 | (4)利用定員が61人以上80人以下 | 435単位 | (5)利用定員が81人以上 | 421単位 | <p>(2)利用期間が3年を超える場合 160単位</p> <p>＊ ニは、長期間の支援が必要な利用者に対する評価の見直しとして新設する単位。</p> <p><b>●就労系サービス</b></p> <p>1 就労移行支援サービス費(1日につき)</p> <p>イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)</p> <table> <tr> <td>(1)利用定員が20人以下</td> <td>833単位</td> </tr> <tr> <td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td> <td>742単位</td> </tr> <tr> <td>(3)利用定員が41人以上60人以下</td> <td>711単位</td> </tr> <tr> <td>(4)利用定員が61人以上80人以下</td> <td>667単位</td> </tr> <tr> <td>(5)利用定員が81人以上</td> <td>631単位</td> </tr> </table> <p>ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)</p> <table> <tr> <td>(1)利用定員が20人以下</td> <td>518単位</td> </tr> <tr> <td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td> <td>462単位</td> </tr> <tr> <td>(3)利用定員が41人以上60人以下</td> <td>432単位</td> </tr> <tr> <td>(4)利用定員が61人以上80人以下</td> <td>421単位</td> </tr> <tr> <td>(5)利用定員が81人以上</td> <td>407単位</td> </tr> </table> <p>＊ 物価の下落傾向の反映(▲0.8%)のほか、一般就労への定着支援の強化による基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを含めた単位。</p> | (1)利用定員が20人以下 | 833単位 | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 742単位 | (3)利用定員が41人以上60人以下 | 711単位 | (4)利用定員が61人以上80人以下 | 667単位 | (5)利用定員が81人以上 | 631単位 | (1)利用定員が20人以下 | 518単位 | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 462単位 | (3)利用定員が41人以上60人以下 | 432単位 | (4)利用定員が61人以上80人以下 | 421単位 | (5)利用定員が81人以上 | 407単位 |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 850単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 759単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (3)利用定員が41人以上60人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 727単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (4)利用定員が61人以上80人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 683単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 647単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 533単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 476単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (3)利用定員が41人以上60人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 446単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (4)利用定員が61人以上80人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 435単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 421単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 833単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 742単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (3)利用定員が41人以上60人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 711単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (4)利用定員が61人以上80人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 667単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 631単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 518単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 462単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (3)利用定員が41人以上60人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 432単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (4)利用定員が61人以上80人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 421単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 407単位         |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |               |       |                    |       |                    |       |                    |       |               |       |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|---------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|---------------|--------|
| <p><b>2 就労継続支援A型サービス費(1日につき)</b></p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)</p> <table> <tr><td>(1)利用定員が20人以下</td><td>590 単位</td></tr> <tr><td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td><td>527 単位</td></tr> <tr><td>(3)利用定員が41人以上60人以下</td><td>494 単位</td></tr> <tr><td>(4)利用定員が61人以上80人以下</td><td>485 単位</td></tr> <tr><td>(5)利用定員が81人以上</td><td>470 単位</td></tr> </table> <p>ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)</p> <table> <tr><td>(1)利用定員が20人以下</td><td>539 単位</td></tr> <tr><td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td><td>481 単位</td></tr> <tr><td>(3)利用定員が41人以上60人以下</td><td>448 単位</td></tr> <tr><td>(4)利用定員が61人以上80人以下</td><td>439 単位</td></tr> <tr><td>(5)利用定員が81人以上</td><td>424 単位</td></tr> </table> | (1)利用定員が20人以下 | 590 単位 | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 527 単位 | (3)利用定員が41人以上60人以下 | 494 単位 | (4)利用定員が61人以上80人以下 | 485 単位 | (5)利用定員が81人以上 | 470 単位 | (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 539 単位        | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 481 単位             | (3)利用定員が41人以上60人以下 | 448 単位             | (4)利用定員が61人以上80人以下 | 439 単位             | (5)利用定員が81人以上 | 424 単位        | <p><b>2 就労継続支援A型サービス費(1日につき)</b></p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)</p> <table> <tr><td>(1)利用定員が20人以下</td><td>585 単位</td></tr> <tr><td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td><td>522 単位</td></tr> <tr><td>(3)利用定員が41人以上60人以下</td><td>490 単位</td></tr> <tr><td>(4)利用定員が61人以上80人以下</td><td>481 単位</td></tr> <tr><td>(5)利用定員が81人以上</td><td>466 単位</td></tr> </table> <p>ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)</p> <table> <tr><td>(1)利用定員が20人以下</td><td>534 単位</td></tr> <tr><td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td><td>477 単位</td></tr> <tr><td>(3)利用定員が41人以上40人以下</td><td>444 単位</td></tr> <tr><td>(4)利用定員が61人以上40人以下</td><td>435 単位</td></tr> <tr><td>(5)利用定員が81人以上</td><td>420 単位</td></tr> </table> | (1)利用定員が20人以下 | 585 単位 | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 522 単位 | (3)利用定員が41人以上60人以下 | 490 単位 | (4)利用定員が61人以上80人以下 | 481 単位 | (5)利用定員が81人以上 | 466 単位 | (1)利用定員が20人以下 | 534 単位 | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 477 単位 | (3)利用定員が41人以上40人以下 | 444 単位 | (4)利用定員が61人以上40人以下 | 435 単位 | (5)利用定員が81人以上 | 420 単位 |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 590 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 527 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (3)利用定員が41人以上60人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 494 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (4)利用定員が61人以上80人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 485 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 470 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 539 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 481 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (3)利用定員が41人以上60人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 448 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (4)利用定員が61人以上80人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 439 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 424 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 585 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 522 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (3)利用定員が41人以上60人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 490 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (4)利用定員が61人以上80人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 481 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 466 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 534 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 477 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (3)利用定員が41人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 444 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (4)利用定員が61人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 435 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 420 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| <p><b>3 就労継続支援B型サービス費(1日につき)</b></p> <p>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</p> <table> <tr><td>(1)利用定員が20人以下</td><td>590 単位</td></tr> <tr><td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td><td>527 単位</td></tr> <tr><td>(3)利用定員が41人以上60人以下</td><td>494 単位</td></tr> <tr><td>(4)利用定員が61人以上80人以下</td><td>485 単位</td></tr> <tr><td>(5)利用定員が81人以上</td><td>470 単位</td></tr> </table> <p>ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                            | (1)利用定員が20人以下 | 590 単位 | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 527 単位 | (3)利用定員が41人以上60人以下 | 494 単位 | (4)利用定員が61人以上80人以下 | 485 単位 | (5)利用定員が81人以上 | 470 単位 | <p><b>3 就労継続支援B型サービス費(1日につき)</b></p> <p>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</p> <table> <tr><td>(1)利用定員が20人以下</td><td>585 単位</td></tr> <tr><td>(2)利用定員が21人以上40人以下</td><td>522 単位</td></tr> <tr><td>(3)利用定員が41人以上60人以下</td><td>490 単位</td></tr> <tr><td>(4)利用定員が61人以上80人以下</td><td>481 単位</td></tr> <tr><td>(5)利用定員が81人以上</td><td>466 単位</td></tr> </table> <p>ロ 就労継続支援B型支援サービス費(Ⅱ)</p> | (1)利用定員が20人以下 | 585 単位             | (2)利用定員が21人以上40人以下 | 522 単位             | (3)利用定員が41人以上60人以下 | 490 単位             | (4)利用定員が61人以上80人以下 | 481 単位        | (5)利用定員が81人以上 | 466 単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 590 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 527 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (3)利用定員が41人以上60人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 494 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (4)利用定員が61人以上80人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 485 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 470 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (1)利用定員が20人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 585 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (2)利用定員が21人以上40人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 522 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (3)利用定員が41人以上60人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 490 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (4)利用定員が61人以上80人以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 481 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |
| (5)利用定員が81人以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 466 単位        |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |                    |                    |                    |                    |                    |                    |               |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |               |        |                    |        |                    |        |                    |        |               |        |

|                            |        |                            |        |
|----------------------------|--------|----------------------------|--------|
| (1)利用定員が 20 人以下            | 539 単位 | (1)利用定員が 20 人以下            | 534 単位 |
| (2)利用定員が 21 人以上 40 人以下     | 481 単位 | (2)利用定員が 21 人以上 40 人以下     | 477 単位 |
| (3)利用定員が 41 人以上 60 人以下     | 448 単位 | (3)利用定員が 41 人以上 60 人以下     | 444 単位 |
| (4)利用定員が 61 人以上 80 人以下     | 439 単位 | (4)利用定員が 61 人以上 80 人以下     | 435 単位 |
| (5)利用定員が 81 人以上            | 424 単位 | (5)利用定員が 81 人以上            | 420 単位 |
| <b>●療養介護</b>               |        | <b>●療養介護</b>               |        |
| <b>1 療養介護サービス費(1 日につき)</b> |        | <b>1 療養介護サービス費(1 日につき)</b> |        |
| イ 療養介護サービス費(Ⅰ)             |        | イ 療養介護サービス費                |        |
| (1)利用定員が 40 人以下            |        | (1)療養介護サービス費(Ⅰ)            |        |
| (2)利用定員が 41 人以上 60 人以下     | 904 単位 | (一)利用定員が 40 人以下            | 896 単位 |
| (3)利用定員が 61 人以上 80 人以下     | 885 単位 | (二)利用定員が 41 人以上 60 人以下     | 877 単位 |
| (4)利用定員が 81 人以上            | 868 単位 | (三)利用定員が 61 人以上 80 人以下     | 861 単位 |
| ロ 療養介護サービス費(Ⅱ)             |        | (四)利用定員が 81 人以上            | 850 単位 |
| (1)利用定員が 40 人以下            | 857 単位 | (2)療養介護サービス費(Ⅱ)            |        |
| (2)利用定員が 41 人以上 60 人以下     | 659 単位 | (一)利用定員が 40 人以下            | 653 単位 |
| (3)利用定員が 61 人以上 80 人以下     | 629 単位 | (二)利用定員が 41 人以上 60 人以下     | 623 単位 |
| (4)利用定員が 81 人以上            | 604 単位 | (三)利用定員が 61 人以上 80 人以下     | 599 単位 |
| ハ 療養介護サービス費(Ⅲ)             |        | (四)利用定員が 81 人以上            | 586 単位 |
| (1)利用定員が 40 人以下            | 591 単位 | (3)療養介護サービス費(Ⅲ)            |        |
| (2)利用定員が 41 人以上 60 人以下     | 521 単位 | (一)利用定員が 40 人以下            | 516 単位 |
| (3)利用定員が 61 人以上 80 人以下     | 495 単位 | (二)利用定員が 41 人以上 60 人以下     | 491 単位 |
| (4)利用定員が 81 人以上            | 484 単位 | (三)利用定員が 61 人以上 80 人以下     | 480 単位 |
|                            | 476 単位 | (四)利用定員が 81 人以上            | 472 単位 |

|                    |        |                                              |        |
|--------------------|--------|----------------------------------------------|--------|
| ニ 療養介護サービス費(Ⅳ)     |        | (4)療養介護サービス費(Ⅳ)                              |        |
| (1)利用定員が40人以下      | 417 単位 | (一)利用定員が40人以下                                | 413 単位 |
| (2)利用定員が41人以上60人以下 | 385 単位 | (二)利用定員が41人以上60人以下                           | 381 単位 |
| (3)利用定員が61人以上80人以下 | 371 単位 | (三)利用定員が61人以上80人以下                           | 368 単位 |
| (4)利用定員が81人以上      | 362 単位 | (四)利用定員が81人以上                                | 359 単位 |
| ホ 療養介護サービス費(Ⅴ)     |        | (5)療養介護サービス費(Ⅴ)                              |        |
| (1)利用定員が40人以下      | 417 単位 | (一)利用定員が40人以下                                | 413 単位 |
| (2)利用定員が41人以上60人以下 | 385 単位 | (二)利用定員が41人以上60人以下                           | 381 単位 |
| (3)利用定員が61人以上80人以下 | 371 単位 | (三)利用定員が61人以上80人以下                           | 368 単位 |
| (4)利用定員が81人以上      | 362 単位 | (四)利用定員が81人以上                                | 359 単位 |
|                    |        | ロ 経過的療養介護サービス費                               |        |
|                    |        | (1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)                           |        |
|                    |        | (一)利用定員が40人以下                                | 867 単位 |
|                    |        | (二)利用定員が41人以上60人以下                           | 867 単位 |
|                    |        | (三)利用定員が61人以上80人以下                           | 861 単位 |
|                    |        | (四)利用定員が81人以上                                | 850 単位 |
|                    |        | (2)経過的療養介護サービス費(Ⅱ)                           | 586 単位 |
|                    |        | * ロは、重症心身障害児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置として新設する単位。 |        |